

第二十二回 参議院商工委員会會議録第三十六号

昭和三十年七月二十九日(金曜日)午前
十時五十分開会

委員の異動

七月二十九日委員藤田進君辞任につ
き、その補欠として阿具根登君を議長
において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 吉野 信次君
理事 古池 信三君
高橋 節君
山川 良一君
三輪 貞治君

委員

上原 正吉君
小野 義夫君
深水 六郎君
松平 勇雄君
加藤 正人君
上林 忠次君
河野 謙三君
阿具根 登君
海野 三朗君
栗山 良夫君
上條 愛一君
小松 正雄君
白川 一雄君
苦米地 義三君
石川 清一君
一松 政二君
内田 常雄君

國務大臣 石橋 湛山君
通商産業大臣 岩武 照彦君
政府委員 通商産業大
臣官房長 鈴木 義雄君
通商産業省 川上 爲治君
通商産業省 齋藤 正年君
通商産業省 齋藤 傳君
通商産業省 齋藤 正年君
通商産業省 齋藤 傳君
通商産業省 齋藤 正年君
通商産業省 齋藤 傳君

常任委員 山本友太郎君
常任委員 林 誠一君
常任委員 小田橋貞寿君
常任委員 桑野 仁君
常任委員 内田源兵衛君
常任委員 内田源兵衛君
常任委員 内田源兵衛君
常任委員 内田源兵衛君
常任委員 内田源兵衛君
常任委員 内田源兵衛君
常任委員 内田源兵衛君
常任委員 内田源兵衛君

本日の會議に付した案件

○石炭鉱業合理化臨時措置法案(内閣
提出、衆議院送付)
○重油ボイラーの設置の制限等に関す
る臨時措置に関する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

○国土総合開発促進に関する請願(第
二六〇号)
○総合開発事業等促進に関する請願
(第一六七九号)

○北奥羽地域の総合開発促進に関する
請願(第七一六号)
○只見川特定地域総合開発促進に関す
る請願(第四七号)(第一一五号)(第
二二二二号)

○只見川電力を電源地方に優先確保す
るの請願(第四八号)
○只見川電力を電源地方に優先確保す
るの請願(第四八号)
○只見川電力を電源地方に優先確保す
るの請願(第四八号)

○電氣料金引下げに関する請願(第五
五号)
○只見川電力を電源地方に優先確保す
るの請願(第四八号)
○只見川電力を電源地方に優先確保す
るの請願(第四八号)

○日中貿易協定に關する請願(第二三
六号)
○日中貿易協定に關する請願(第二三
六号)
○日中貿易協定に關する請願(第二三
六号)

した意見からいたしますと、二条、三条のように、これから新しく重油をたくものを規制するのはこれはもつともであるけれども、第四条の政府原案そのままでありますと、御承知のように昭和二十七年ごろ以来政府が指導勸奨をして、従来の石油ボイラーを重油ボイラーに直させ、その結果企業の合理化がでたり、あるいは輸出が伸びたり、あるいはまた品質のものがでたり、あるいはまた企業の手直しのふうにいろいろ手直しをされてしまったものを、通産大臣が必要と認めたということだけでこれを通換と申しますか、再転換する、抑え込むということは、これはある場合には必要であらうけれども、原案の形のままにおいては行き過ぎではなからうかということ、原案に對しましてお手元配付されておりますが、第四条によつて通商産業大臣が権限を發動する場合に考慮をしなればならない三つの事項を新しく差し込んであるのでございます。この事項につきましても御説明申し上げるまでもありませんが、たとえば第四条を發動いたします場合に、石炭への再転換が容易であるかむずかしいか、あるいは石炭へ再転換させる結果、生産能率が落ちるとか、操業度が落ちるとか、あるいはまた製品の品質に影響を及ぼして輸出が妨げられるかというようなことを十分考慮して、これらの事項によつて通商産業大臣の権限を發動すべき場合を、別に定める審議会で基準を作つていただいて、その基準にのつて通商産業大臣の権限を發動する、かようにいたしてござい

ます。言いかえますと、原案の第四条は、通商産業大臣の自由裁量というところになつておつたのでありますが、これをさような無制限の自由裁量の規定とすることなしに、一定の基準の範囲においてやるといういわば法規裁量のような形に直しましたことが修正の第一点でございます。

第二点は、原案第六條の修正でございます。原案第十六條は、これはすなわち読みまして、必ずしも政府原案のこの法律の体系の一つとしてマッチする規定であるかどうかということをおわれれば非常に懸念をいたしましたのでございまして、政府原案の第六條によりますると、通商産業大臣は、必要の場合には、重油の生産業者、輸入業者または販売業者に対して重油の出荷とかあるいは販売価格について指示命令がでるという、考え方によつてはおおるべき規定である。油の需給統制規定と申しますか、あるいは価格統制規定と申しますか、さらに考えますと、一種の總動員法規のようなものが率然としてこの第六條に入つてゐる。これは運用のいかんによつては非常に危険を伴うことである。これは慎重にこの条文については考えなければならぬ。かような見地から、出荷とか販売価格等に関する指示命令というような規定を衆議院の修正案におきましては削りまして、第二條、第三條、第四條等におきまして、重油を抑え込む措置を講ずる半面に、緊要な用途にどうしても重油を供給しなければならぬ場合には、政府がこれを円滑にする措置をとるような一種のサービス規定と申しますか、訓示規定と申しますか、親切な規定というやうな形に直したことが、これが第二点であります。

第三点は、附則のこの法律の施行の期間でございますが、これは前々から時限立法になつておりました、この法律施行後十年以内に廃止する、こういうことになつておりました。ところが一方この法律に關係を持ちますところの石炭合理化特別措置法の方におきましては、これも時限立法であります。この方は五十年の時限立法になつております。五十年のうちで、ことにこの法律の規定並びに通商産業大臣の御説明によりまして、石炭合理化特別措置法の中でも、坑口開設制限に關しましては、これはいよいよも国民企業

の自由を制限する事項であるから、事の性質にかんがみまして、ことに坑口開設制限は三年しかやらないという規定もあり、御説明もあつたのであります。さうであるならば、この石炭合理化の法律と相對應すべき重油措置に關する法律の期限も、十年というのでは均衡を失つてゐるので、少くとも石炭合理化法と同じように五年間であるべきである。あるいはさらに坑口制限を三年とするというやうなことを考えますと、重油ボイラーの制限も三年でいいのではないかと考えさへも持つたのであります。これは法律の全体の建前から、石炭合理化と同じやうに五年というところで期限をそろえた。以上の三點が修正の要点でございます。

この修正につきましては、正直に申しまして、衆議院におきましていろいろ意見がございまして、私も所屬いたします自由党としては、重油の制限につきましては、これから新しく重油を消費するやうな方面に對しましては、これは原案の通り規制をして

いつてもよいであらうけれども、既存の重油ボイラーを抑え込むというやうなことは、これははつきりした除外例を設けた上においてなすべきであり、たとえ法規裁量といへども、そこに政府の裁量の余地を残すというところは適當ではないというやうなことで、実は一、二、三、四等のはつきりした除外例を設けるやうな考え方で参りましたけれども、民主黨その他も協同いたしました。妥協なる修正といたしまして、参議院にお送りしたやうなところに到達をいたしました次第でございます。何とぞ衆議院修正の意のあるところを御了解を願ひまして、貴院におかれましては御同調を願ひますならば幸いでございまして、一応趣旨を御説明申し上げます。

○委員長(吉野信次君) 御質問を願ひいたします。なおこの両法案は非常に關係が深いと思ひますから、両法案に關して同時に御質問願つてつこうだと思ひます。

○河野謙三君 衆議院の先生に伺いますけれども、今の修正の精神を伺いますと、修正者の方では、政府がこの両法案の基本としてゐるところの三十五年までの総合燃料対策、これとはほとんど無關係にこの修正をされたやうに伺ひますが、その点はどういうふうになつてゐるのですか。

○衆議院議員(内田常雄君) お答えを申し上げます。実はただいま申し上げましたやうに、政府原案におきましては四條、六條等が非常に行き過ぎの規定になつてゐるやうに考えまして、これらの運用につきまして石橋通商産業大臣を初め、政府委員の諸君に質問を續けて参りますと、運用の實際において

であるとするならば、この修正によつて数字上著しい変更はなからう、かように私どもは判断しているわけであります。

○河野三三 私はあなたから具体的に、われわれが予備審査の際に政府から聞いているのと全然違った具体的な御説明をされましたから、それを私はそこに矛盾を感じてお尋ねしたい。というのは、政府の方では、重油の消費規制については、既設のものでさえも不用のものはもちろんのこと、さらに積極的に政府の総合燃料五カ年対策で、この既設のものも不用でなくて、これは業者からいへばこの方が得であるといふものも、高い見地から見れば国の経済からいへばこれも切つていかなきゃいかん。具体的には、現在のさらにここから切つていくと、こう言ふのです。それをあなたの方で、今までやっておるものは既得権として認めてやつていく。これから新設のものについては大いに規制していきう、こういうことをはつきりおっしゃった。政府の説明するのは違ふのです。政府は減らしてくるというのです。あなたは今までのものは認めていきう、これからの分は規制しう、そういう御説明があった。

○衆議院議員(内田常雄君) もう一ぺん詳しくその点を私どもの考えを申し上げますが、今あなたの御質問は、私の申し上げた一面だけでありまして、この四條の修正にも明らかなように、われわれは既設のものは大所高所から見てもこれは全部認めていきうという趣旨ではございませんで、既設のもので

あることを第一条件、しかも第二条件としては、既設のものにそのまゝ油を使わしていくことが、今度は国民経済全体のためから、あるいは輸出の伸張とか企業の合理化とか、あるいは単価の引き下げとかいふ面から石炭にこれを再転換させるならば、国民経済全体からいへば非常に損であるといふような事態のもとにおいて、一定の基準のもとに、通産産業大臣の判断を加えてこれを規制することでありまして、既設のものは何でも、これは既設のものであるがゆえに不用であつても重油を供給するとか、重油ボイラーの改造を認めないといふことではございませぬ。この点は十分一つ御了解願ひたいと思ひます。四條の書き方もさうなつておるわけでございます。

○河野三三 そうですね。修正者と政府とは規制の方法について同意だといふことになるのです。

○衆議院議員(内田常雄君) 方法手段と申しますか、規制の対象になるものについては同じだといふ理解に到達をいたしました。たとえば、これは一例でございますけれども、衆議院の問題になつた一つの例に染めものがあるのをごさいます。京染め、堅牢染めといったようなもので、これは世界諸国に日本のさうな一種の染め方によつたものが、さういふ布帛類、繊維類の輸出をされるのでありますが、この輸出を維持しようとするれば、どうしても重油ボイラーを使った堅牢染めでなければその輸出向きにならないと、これはどうすべきであるかといふような御質問もございまして、通産産業大臣の御説明によりましますと、第四條によれば、おれが必要と認めたらそんなものでも

何でも制限できるように文字からはいくかもしれないけれども、さうなものには自分は重油を規制する必要は認めないので、さうなものは従来通り重油を使わしていくのだ、こういう御説明が会議録に載つておる。その他四條の修正の基準を制限してあります。一、二、三等につきましては、通産産業大臣の説明をだんだん承りますと、事やばり内容については意見一致で、事態を変更するものではない。ただ条文の現わし方を、通産大臣のおやりになろうと思ふ通り表現し、国民の各層を安心せしめるためにかような事態に沿つた修正をした、かようなことでございませぬ。

○河野三三 修正者の方でも御承知でしょうが、輸出入取引法の改正で、政府の原案が公取に同意を求めるといふやつを協議と直しましたね。それについて通産大臣は、これは協議として同意を求めると同様の効果をおさめるように、それは公取と十分の意思の疎通をはかつてやる。内容的には現状と同じだといふような——さういふ表現ではありませぬでしたが、さういふお言葉があつて、われわれはよく納得したので、今度のあなたの方の指示権を審議会にかけるといふことは、これはちよつと違ふのです。これはいかに通産大臣がどういふ御答弁になるか、私はあとで伺いたいと思うが、審議会の意思といふのは通産大臣は何といつても左右できない。ところが指示権を持つていなきやならぬといふ政府原案、この総合燃料対策の一環として絶対的な線があるわけですね。通産産業大臣が燃料対策をその絶対的な線の範囲内でやるということは、指示権がな

ければできないわけです。この指示権を削つて審議会に移すといふのは、そこで総合燃料対策は崩れてきておると思ふのですが、それについては何か御議論ありましたか。

○衆議院議員(内田常雄君) もちろん十分な議論があつたのでございまして、通産産業省でおきめになつた総合燃料対策といふものは、通産大臣一人の主観的な頭でおきめになつたものではない。総合燃料対策であるから、この種の機械には石炭を使わせる、この種の機械に対してはどうしてもエレクトロン、電力を使わせることがいいとか、この種の企業にはこれはどうしても油を使わせるのがいい、あるいはまたこれは単にボイラーとか鋳工業ばかりではありませんで、水産業とか輸送方面、どうしても油を送らなければならぬものがあるのでありまして、国民経済全体から無理のないところできめられた、われわれも納得した。通産大臣一人の頭で、石炭を今後五千万トンどうしても消費させるために、たとえば重油の消費は五百五十万キロ以上には、水産用とか鋳工業用とかいふものを加えても、それ以上はびた一滴も供給しないといふのは、われわれはどうてい納得できませんでしたので、総合燃料対策といふのは大所高所から国民経済を豊かにし、円滑にするためにきめられたものであるかどうか。そのためにはあらゆる面に無理がないかどうかといふことを詳しくお尋ねをいたすのであります。無理のないところへ国民経済が自然に発展するために大きく織り込んでいくと、こういう趣旨のお答えでございまして、従つて私たちもお答えを信頼をいたし、それと

合うように審議をいたしたい。

それからただいまの御質問のうちにございまして、ごさいますけれども、輸出入取引法の修正で、通産大臣が公正取引委員会の同意を得なければならぬといふ点を協議に直しました点であります。それも昨日お話しした衆議院の同志から説明をいたしました。御納得がいたつたことになると思ひますが、これにつきましても私ももちろん参議院のお考えと同じであります。そのために付帯決議におきましても、十分公正取引委員会の意見を尊重しなければならぬ付帯決議までもつけ、またそれに対する通産大臣からの御意見の表明もございまして、ただこれは実施になつてそれに及ぶつもりはございませぬが、公正取引委員会の同意といふことでいつまでも一体カール行為あるいは組合の統制規定等がきまるというところは、これは迅速を尊ぶ輸入取引の面として非常に支障を与えるので、これに對して参議院である期間の除外例を設けるという御趣旨に賛成されるという御意思でありますから、皆さん方の御意向を尊重するように衆議院側も努力をいたすつもりでございます。

要するに今度の修正についてのただいま河野さんからお尋ねについて、は、われわれは、政府があまり押えつけないといふことでやつておりませぬので、大臣がかわつても局長がかわつても、今後目的にはずれないといふことと修正をいたしたものでございませぬ。

○河野三三 いや、政府のわれわれに示しました総合燃料対策というのはもちろん政府の案でありますけれど

も、それは政府がこういう燃料対策を立てるまではおのずと天下の識者の意見を聞いてわれわれに示す。それで衆議院の方でもこの政府の燃料対策というものについては一応肯定したわけでございます。その前提に立つてこれから燃料対策を進めていくわけですね。ですからそうであるならば、この政府に指示権がなければ私は崩れてくると思うのです。われわれはこの総合燃料対策というものを前提に是認していいわけですね。是認してかかっておるのなら、その総合燃料対策の遂行上政府としては指示権がなければ、さらにこれからも一人おしゅうとさんを持つて、審議会にかけろ。審議会の意見が総合燃料対策とは全然別個の答申が出たら一体どうなりますか。

○衆議院議員(内田常雄君) もう一度御説明申し上げます。この第四条の修正によりまず一号、二号、三号というものは、これは審議会の答申といえますか、審議会の意見をも拘束するものでございませう。またこの四条によりまして、通商産業大臣の指示権があることを前提としたおるのであります。この通商産業大臣の発動する指示権をも拘束するわけでしょう。言いかえますならば、通商産業大臣が朝起きて大へんごきげんがいいから、そのときはこんな重油は切る必要がないというので発動させる。夕方疲れてごきげんが悪いから何でもかでも皆切つてしまえということ通商産業大臣が指示権を発動されては困りますので、そこでこの適当と認める合理的な基準を設けることを四條にうたつてあると同じように、審議会の答申におきまして、審議会にどういふう

な人が集まられるか、これはこれから通産大臣がおきめになることでありましようが、いかなるりつぱな方であるとしても、これらの方がまたむやみに判断して答申をされないように、一定の基準に沿うか沿わないかということと答申をされる。最初に申しましたように、その四條の規定は、通商産業大臣の自由裁量という考え方を法規裁量、一定の法規の範囲内における合目的の範囲内における裁量ということにいたしたわけでございます。河野さんの御心配はなからうと、まあお言葉を返すようですが、思いますが、御了承をお願いいたします。

○河野三三君 暑いときにまことに同じことで失礼ですけれどもね、審議会というものは通産大臣を拘束する力はないのですか。審議会の権限というものはどういふことなんでしょうか。

○委員長(吉野信次君) お願いですけれども、時間があまりございませぬのですが、なるべく御答弁は簡潔にお願いいたします。

○衆議院議員(内田常雄君) ただいまの点お答えをいたしますが、審議会はもちろん権限があるのでございませうが、審議会の権限と通商産業大臣の指示の権限とを、非常に幅の狭い一定の範囲の間で両者の意見を合致させるといふところにこの四條の規定を織り込んであるわけでありませう。あとからまた、実は山川委員の方から、お前は一つ数字的の説明をせよというお話が先ほどありましたが、それはまた後ほど……一応私は河野さん、誠意を尽してお答え申し上げます。何とぞ御了承願います。

○河野三三君 私は大事なことであると思うのですがね。かりに審議会の答申が、政府が持つておるところの総合燃料対策のワケをはみ出して答申がされた場合に、それは通産大臣はそれさえも審議会の答申を採用しなければいけません。かぬというために拘束を、法律上は別として、まあ法律上も問題ですが、徳義上からも、その拘束を受けなければならぬということになっておるのかどうか。

○衆議院議員(内田常雄君) さようなことになっておりません。審議会の答申する範囲は、この四條の一、二、三に書いてある基準に合致するものでなければならぬのでありまして、たとえば今その重油ボイラーを使つてある製品を作つておる、その製品の品質もいし、またそれは輸出をされておるものであるが、これを石炭ボイラーに切りかえても何ら品質も落ちることはないし、あるいは輸出を妨げることがないという、こういう事実の判断に基づいて審議会が答申をいたします。これは通商産業大臣もそれを採択なさるであらうけれども、それに反して、石炭ボイラーにかえてしまったならば、これは輸出も妨げられるし、品質も落ちた落ちたというように、石炭切りかえを答申されまして、この場合にはこの法律に基く審議会の答申権の外でありますから、この場合には、通商産業大臣は法律上その答申をとる必要はないというふうなことになる次第でございます。

○河野三三君 そうしますと極端に言いますと、審議会というものは盲腸みたいなものでございませう。

○衆議院議員(内田常雄君) そそうでございませぬ。

○河野三三君 通産大臣は必ずしも拘束を受けないということになるのです。今の米価審議会よりもつと悪いかもしれない。米価審議会が何年たつても、米価審議会の意見というものは政府が採用したことがない、それは予算の關係で拘束を受けるかもしれないが……。

○衆議院議員(内田常雄君) お答えいたします。米価審議会のようなことにならないために、四條の法規裁量には一、二、三という基準を入れてあるのではありません。米価審議会にはかような規定がない。ですから二万円、三万円という米価の答申もかつてありまして、米価五千円という答申もかつてにございまして、そこ

に答申とそれを採用せんとする政府との間に非常なもんぢやく、矛盾が起るものであります。さようなことのないように十分配慮いたしまして、また法律の専門家とも御相談いたしまして、かようなものを作つたわけでありませう。なおまた一言申し添えますと、これは蛇足であります。先ほど輸出取引法につきましてのお話でございますが、それと同じように、この審議会に対しましては、先般石油資源開発株式会社の設立に關しまして、われわれは審議会は不要であるという結論でありまして、政府の原案を修正いたしましたのに対して、参議院当局におきましては、審議会ですか、委員会は必要であるということ修正をされました。われわれも会期未切迫の折柄、皆

さんの御意向を尊重いたしまして、これは左から考えますのと右から考えるのと多少の考え方の違いもありまして、うが、御意見を尊重いたしまして、評

価委員会でしたか、審議会でしたかを、石油資源開発会社法の場合にも、本院の御意見を尊重いたしまして入れたようなわけでありまして、さような見地からも、ぜひ一つわれわれがただいま誠意を尽して御説明いたしましたような事情でございますから、御納得をこの程度でいただきますと存じます。

○河野三三君 私は審議会がいかぬというのじゃないのです。それは国民の経済、国民の生活に重大な影響があるものは、これは財政法にあるように、すべて国会の審議を待つべし、一国会の審議を待たなければ、せめて審議会のような制度を作つて国民生活に影響のあるものは審議会の議を経るというのでしよう。私は原則的には認めるのです。ところが今度の場合には、燃料総合対策というものは一つの限界がございまして、政府の方にその限界を侵すようなことが審議会にあっておるのです。それについては納得いきませぬけれども、ほかの委員の方にもいろいろ御質問があるから、あらためて政府に伺うことにいたします。通産大臣は、今後審議会に答申を作つた場合に、審議会の意見というものは終始尊重される、尊重はもちろんです。が、終始採用される御決意ですか。

○国務大臣(石橋湛山君) ちやうど、しかしながら、お話しのように全体の燃料総合対策に反するような答申があつた場合には、これは困ると思ひます。ですから今内田衆議院議員から御答弁がございましたように、そういうことは常識的でないかと私は考えます。

四

ですからこういう専門家の審議を受けることはこれに任せておきたいと思ひますが、しかしそれらの問題の範囲はおのずから限定されるものと信じておるわけでありませう。

○海野三郎君 今に閣議してちよつと。ただいまの審議会というものは、そういういたしますという、通産大臣のいわゆる補助機関、つまり参考者にそれをただ設けたというだけにすぎないことになると思ふのですが、そうなんですか。審議会というものは審議会の意見というものは、ただ参考にする、都合の悪いときにはそれは採用しないのだ、いわゆる便宜上ただ設けた機関にすぎないのですか。どうなんですか。そこを通産大臣にはつきり私は伺ひたい。審議会の意見というものを尊重すると言われたけれども、それは結局のところ、通産大臣の参考機関にしかすぎないというのか、つまり補助機関だということでありませうか。

○国務大臣(石橋湛山君) お答えいたします。修正案を見ますと、「審議会の組織、権限及び運営に関する事項その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。」これからこれを政令で定めるわけでありませうが、私どもの今の見解では諮問機関だと考えております。

○栗山良夫君 ちよつと閣議してちよつと河野君の御質問の要點に觸れる點で質問しておきます。ただいま、私初めから伺つていないのであるいは少しピントがずれていないのかもしれないが、第六條の質疑応答を伺つておられますと、政府原案に對て衆議院の修正案とも運用上においては大きな大きな開きはないのだ、こういう御説明があつたように伺つております。

○衆議院議員(内田常雄君) 今やつてゐるのは四條です。

○栗山良夫君 四條ですか。四條でもいいです、全体の考え方のことを言つておられますから。……そういうお話がありませう。おそらく六條、七條についてそういうことであらうと思ひますが、この私どもが受けておるところでは、原案者の意向と修正者の意向との間には意識的に相当強い懸隔があるかと私は見ておるのです。それが突然委員会における質疑応答の過程で答弁に立たれるときは、大した変化はないのだということをおつしやるのは、これは法律案をなすべくイージーに可決決定に持つていきたいという御所存であらうことはわかりますけれども、真意を隠して言葉でカムフラージュしようというところは、私は親切なやり方ではないと思ふのです。きのうでも、実は輸出入取引法において、私はそこまで申し上げませんでしたけれども、同意と協議の問題でも、これははつきり意識的に違へて運用をやらうということがこの中にあるわけですから、これから修正者ははつきりこのことを言明せられるべきだと思ふ。それから通産省當局もその点をはつきり使ひ分けをして、原案においては同意であつたけれども、協議ということに衆議院で改められた以上はその精神にのつて運用せざるを得ない、こういう言明をせられるのが、委員会の審議において、諒しい格好で法律案というものを審議できたと思ふのです。ただいまも、きょう伺つておられますというところ、そういう格好が大へんできて、昨日と違ふ点は、通産省の方が今度は修正に對して寄られてゐるようでありませうが、そういうものの性格を變えるようなものの修正が行われた場合に、それをカムフラージュするような発言というものは、私どもとして率直に受け取りかねるのでありますが、その点はどういふふうな御考えなんですか。

○衆議院議員(内田常雄君) 衆議院におきまして非常な慎重な質疑応答の結果でございますが、原案の四條といふものは率直に讀んでみても、これには例外がないのでございませう。たとえば二條、三條に新しくポイラーを作つたり、また石炭、重油の混焼ポイラーに直します場合、つまり新しいものをこしらへます場合にはいろいろな例外が原案においてはございませう。しかるに既存の重油ポイラーを、政府が指導、勧奨し、また当該企業におきましては非常に金を使つたり、思ひ切つた決心のもとに行なつたこの重油ポイラーの場合には例外がないのでありまして、わずかに重油の使用量が著しく少い者に対しては、この限りにはあらず、すなわち微量消費者に対してはこの限りにあらずということがあるだけであつて、あとは通商産業大臣が必要であるかどうかということだけに四條の發動をかけているのでございませう。私は先ほど大へん卑俗な言葉で申しましたように、朝起きてきつた方がいければ全部通して、夕方きつた方がいければ全部押え込むといふような質問を私もいたしましたが、このところが、そうではないのだ。二條、三條といふものは何人といへども新設をしてはいかんと書いてあるから、そこではつきり例外を法制的に置き得るし、置くことが容易である

けれども、四條は何人といへども書き方になつていないために、除外例は法制上はつきり置いてないけれども、運用のあり方としては、何べんも申すように、重油から石炭に無理に切りかえさせた場合には輸出がだめになるとか、品質が落ちるとか、操業度が低下するとか、それははいやしくも通商産業大臣といつて閣僚に列しているわれわれがやることであるから、そういうようなことをやるつもりはないのだ。これはいろいろの例は省略いたしますけれども、電力の部門とかあるいは鋼材の部門とか、いろいろな部門においてどうしても重油を使わなければならぬ場合があるのでありますが、それらのものについては、自分はそのようなものを石炭ポイラーに直すことがどうしても必要だと認めるようなばかなことはしない。こういうお話で、だんだん突き詰めて参りますと、法律の原案の書き方いかんにかかわらず、通商産業大臣の御意思は、われわれが修正をいたしました四條の基準のようなものを、これを自分ももとして、基準にしてやるつもりである、かようなことに落ちついて参つてきたのであります。

○河野三郎君 大休つて、大休にも大体でないにも通産大臣は……

○衆議院議員(内田常雄君) 議論になるかも知れませんが、お答え申し上げますが、総合燃料対策というものは、むしろ政府がきめられたものはきまつておりますが、国民経済全体を行うのに、それぞれエネルギーの供給源でありますとか、あるいはエネルギーのメリットでありますとか、そういうもの

ましては、この四條の修正をもつと強くして、審議会を設けて、基準を定め、その基準にのつて通商産業大臣が指示を發動するというようなことになしに、どうしても通商産業大臣の指示権の及ばない除外例を、二、三とはつきりしてしまおうというようなことまで考えまして、民主黨とも打合せました結果、われわれの行き過ぎを引つ込め、また民主黨の諸君の御理解も願つて、そしてこの程度の修正案ができたのであつて、おそらく衆議院の皆さんにおきまして御理解が願える、かような趣旨から修正を出したものでございませう。

○河野三郎君 審議会の問題について、この修正案を受け取つた政府の方の見解は、今の通産大臣のお話ではつきりしたわけなんです。お聞きのように通産大臣はこの審議会の審議の幅というものは総合燃料対策の根本方針を侵さない範囲内において審議をしてもらひ、その範囲内においての答申を受けたのだ、今こつち御答弁であつたけれども、修正者の方は、審議会というものはそういう幅の中においての答申ということではないのですか。

○衆議院議員(内田常雄君) まあ大体さうなことでしよう。

○河野三郎君 大休つて、大休にも大体でないにも通産大臣は……

○衆議院議員(内田常雄君) 議論になるかも知れませんが、お答え申し上げますが、総合燃料対策というものは、むしろ政府がきめられたものはきまつておりますが、国民経済全体を行うのに、それぞれエネルギーの供給源でありますとか、あるいはエネルギーのメリットでありますとか、そういうもの

○河野三郎君 大休つて、大休にも大体でないにも通産大臣は……

○衆議院議員(内田常雄君) 議論になるかも知れませんが、お答え申し上げますが、総合燃料対策というものは、むしろ政府がきめられたものはきまつておりますが、国民経済全体を行うのに、それぞれエネルギーの供給源でありますとか、あるいはエネルギーのメリットでありますとか、そういうもの

○河野三郎君 大休つて、大休にも大体でないにも通産大臣は……

を総合経済的に考へてできるものと思ひます。従つて政府がきめられた総合燃料対策というものを、われわれもプリントにしたいと思ひました。数字がずっと載つておるものでございませうが、それはあの通り実行することが国内供給のエネルギー資源とかあるいは輸入エネルギー資源との関係、あるいは国外関係、あるいはそれらの使用効果、効率等をも考へられて適當なものであるという前提のもとにわれわれは了解をいたしておるのであります。従つてこの第四條の規定によつて非常なその無理をすることがなくなつたわけ、きつめて重油規制のやり方というものが大所高所から経済的にできるわけ、それがそれによつて与えられた結果が、政府が所期しておる総合燃料対策と当然合致しなければならぬ、こうわれわれは理解をいたしておるのでございませう。

○河野謙三君 いや、その現在示されてゐる総合燃料対策は、これは今後の世界の経済、日本の経済の動きによつていろいろ座標がズレることは當然です。たとへばここで意見を言うとして、三十五年までに石炭を五千万トン掘る、そうして石炭を安くしようと思へば、いい鉱区をよれば一番いい。極端に言へば日本の石炭の産出量を下げることによつて一番安くなるのだ。いいところだけ掘ればいいのだが、それを五千万トンにまでもふやしておいて、悪いところへ手をつけて安くしようというところはこれはできない相談だ。そんなことはできっこない。そういう議論は別にして、総合燃料対策というのはそのつど政府が持つわけで、その

政府が持つ総合燃料対策の基本的範囲内において審議会の答申を受けると、こういう通産大臣の御意見に対しては修正の方々は御同意になるかどうか、それを伺つておきたいのです。

○衆議院議員(内田常雄君) どうも御質問の趣旨が百パーセントまで私わかつてません。大体お氣持は、私も大所高所から国のためを考へておりますし、河野先生もさうなことでありますし、うから、それは私は一致しておるものと考へております。

なお御理解の便利のために、総合燃料対策につきまして一つの数字を私が申し上げてみますと、総合燃料対策並びにこの重油規制法によりまして……。

○河野謙三君 ちょっと発言中ですが、私は総合燃料対策の内容の説明を聞くのじやなくして、審議会の運用な権限というものの幅を聞いておるのである、そこで私は續いて申し上げ

ます。今通産大臣がおっしゃつたことに修正者の方も大体同意であると思へば、審議会というものはこれは政府の御用機関ではありませうか。お前たち審議会の委員はおれが任命する、審議会の諸君はここからこままでの幅の審議をして、政府の立てておるところの総合燃料対策の範囲を逸脱してはいかぬ、そういう場合には採用しないということを初めからいつて、これは御用審議会です。私は審議会を作る以上は、審議会は幅を持つべきでない。先ほど米価の話があつたけれども、米価審議会は消費者、生産者、学識経験者で、その米価が二万と出ようと三万と出ようと、そんなことに米価審議会の

ワクをはめるべきじやない。審議の初めからワクがないのが当り前だ。私はそういう審議会は、こういうのは前例がないと思ふ。お前たちここからこままでの範囲内の審議をしなさい、こういうことでは、大体は。私は審議会はいいのだが、そういう審議会なら、ちよつとこれは考へなげなうと、こういう最後には私は意見を申し上げたわけですよ。そうなりはしませんか。

○衆議院議員(内田常雄君) 河野さんの御理解になつてゐる限りにおいて、私はさうになつてゐると思ひます。

○河野謙三君 御用審議会ですな。○衆議院議員(内田常雄君) 御用審議会といふんですか、政府がこの法律によつて委員も任命をいたしますし、さらにはまたその運営権限等は内閣の、いわば一種の閣令でありますところの政令でもつて定めるところでありますから、政府が作つて政府が任命する委員会であるから、御用機関だと言へばこれはそれまでのことであると思ひます。われわれのように選挙で上つてきたやうな者と違ひまして、政府の任命することでありませうか、その意味においては御用機関であると思ひます。

○河野謙三君 何というか、そういう捨てぜりふで……、私はけんかしてゐるのじやなく、せつかつの審議者を、天下の学識経験者を、權威のある人を選ぶ以上は、そういう失礼な、私は審議会の委員を任命し、そういう失礼な審議会の運用ということ、私は過去において前例がないと思ひし、その点については……。

○衆議院議員(内田常雄君) それじや一つ補足して申し上げますが、たとへ

ば第三條、第四條の審議会の委員の問題であります、通常の審議会の委員を選びます場合には、たとえばその需給双方の代表でありますとか、それに学識経験ある者というふうに入方を入れるのであります、この審議会におきましては、いたずらに利益代表のやうな形になりまして、結論がどこに到達するかわからない。先ほど米価審議会の例が出ましたが、私はこの方の専門家が、米の消費者あるいは生産者といふやうなものは、常に違つた角度から意見を出すということで非常に困るわけでありませうけれども、この審議会にはさうな需給双方の代表者、業者の代表といふ観点に立たないで、学識経験のある者を集めて合理的の結論を出していただくという、ことをねらつておられますから、その趣旨はこの四條にも言つておるのであります、いやしくも審議会であれば、審議会の何人かが判断をする結論はどういう結論に達しても、それを政府に突きつけ、政府はそれをまねなければならぬ。またその結果、お話しにありますが、ように、総合燃料対策計画というものを崩しても、それはやむを得ないということになることは必ずしも適當ではありません、いかなることを基準としてこれを審議会に作つてもらう。そうしてその審議会が作られた基準に従つて通商産業大臣が趣旨を發動する。しかもその基準としては、いかなる観点から基準を作るかという、この法律に書いてありますやうな三つの事項を、基準の何といふんですか、スタート・ポ

イントとしてきめる。まあこういうふうに行うことができるだけ合理的に、おそらくは河野さんがお考へになつてゐるところと同じ結論に達するやうな趣旨で作つてあるわけをございまして、私の表現が悪うございませうけれども、御理解を願ひます。

○河野謙三君 これでやめますから、答弁が満足いっていかなくてもやめますが、一言だけ私は最後に申し上げますが、審議会というものは、私はこ

ういう期待を持つてゐるのです。今、あなたがおっしゃるやうに、消費者とか生産者といふものに片寄らない、ほんとに第三者的な、公平な人をもつて審議会を構成すると、こゝういふ修正者の御意見は私は非常にいいと思ふのです。そういうりつぱな方によつて構成される審議会によつて、政府の立てた総合燃料対策にさへも大いに影響力を持つやうな審議会であることを私は望んでゐるのです。私はほんとうはさうなんです。ところがさうでないとい

う修正者の御答弁であり、また通産大臣は立場上これもあるべきだと思ふのだが、おれの立てた総合燃料対策について手をつけさせない、その範囲内においてやるのだ。こゝういふ審議会なら不見識なものである、こゝういふ審議会なら私の期待したものと違ふじやないか、こゝういふことなんです。私は修正者の方に今伺つて驚いたのです、こゝういふ不見識な審議会をいひとされて修正をされたとは毛頭思つていなかった私はこの審議会につ

つこの質問を、まず打ち切ります。

○小松正雄君 私は修正をされました

先生に對してお尋ねしておきたい。

ただいま議題となつております石炭、炭鉄業合理化臨時措置法案とそれから重油ボイラーの設置に関する法案とは、まず壁頭にあなたがたがおっしゃられたように、総合燃料対策の一環としての法案であるとしていろいろなところを修正したのだと、こういうことをおっしゃったのです。それを私は信じて今お尋ねしようとするのであつて、総合燃料対策のために政府が何法案を一緒に出して、そしてこれが一緒に審議して議決されなくては、どちらかが審議の過程に立つてまあ通過せなかつたということになれば意義はないと、かような考え方を私は持つており、また政府もさうに考えてここに提案されたか、かように私考えますので、そこであなたのおっしゃったことを中心として、私はここで三、四點お尋ねしてみたいと思う。

まず、重油の規制をしようというのが政府のねらいであり、また重油規制をするとは、重油をたいていえるかを改造するか、新しくこしらへるかというふうなあり方から政府としてはこの重油の規制をしよう、こう考へておられると思います。そこで重油の規制の量をまず総合燃料の対策から考へまして、五カ年後にはどの程度ここに減ればよいとお考へになつておるかというのをまずお伺いしたい。

○政府委員(川上爲治君) 私どもの方としましては、鉄工業につきまして、大体三十五年度におきまして現在よりも七十万キロリッター程度減らしたいというふうな考へております。

○小松正雄君 そういたしますと、また私のしろうとの聞いておるところで考

たこの五カ年後には石炭というものは、政府は、あわせてただしておきませんが、石炭は五カ年後にはどれだけ必要になると考へられるのか。

○政府委員(齋藤正年君) すでに資料としてお配りしてあると思います。四千九百九十九万トン、三十四年度におきまして四千九百九十九万トンというふうな考へておられます。この数字の中には、今鉄山局長からお答えいたしました油の節減によつて需要の増加する分を八十七万トンあるものと計算いたしまして加えております。

○小松正雄君 そういたしますと三十四年度には四千九百九十九万トンは可能である、その中で重油をわずかに八十七万トンですかを減らしていいかうというのですか。

○政府委員(齋藤正年君) 四千九百九十九万トンの中には重油の転換分として八十七万トンの分を見込んである。ただし、もちろん重油転換で七十万キロリッター減らした場合に、石炭はそれは八十七万トンになるわけじゃないか、あつせんが、この七十万キロリの油が転換される需要の中には、練炭でありますとか、あるいはガスでありますとか、あるいは電気でありますとか、そういう二次的に変形された形で石炭に転換する分がございまして、その分はそれぞれの練炭なり電気なり、あるいはガスなりの石炭需要の中に見込んでございまして、そういうものを除きました分が八十七万トン程度だといふふうに考へまして、それだけを繰り込んであるわけでございます。

○小松正雄君 八十七万トンといふと、重油にいたしますと、換算で、私のしろうとの聞いておるところで考

えますと、四十四万キロリッターぐらゐの重油の規制をする、五カ年かかつてボイラーの改造から、あるいはまた新しいかまに切りかえたりして、そうしてようやくわずかに四十四万キロリッターぐらゐしかできないのか、石炭に對することから考へます場合に……お尋ねします。

○政府委員(川上爲治君) 先ほど申し上げましたように、私どもの方としましては、二十九年度、この鉄工業関係のものが三百七十万キロリッターぐらゐでありまして、それは五カ年後におきましては三百三十万キロリッターぐらゐにしたい。そしてこのボイラーを転換さして、あるいは今石炭局長が申しましたようにガスの方へ転換するとか、そういうものが出てくるわけなのでありますが、そういうものを全部ひくくめまして、少くとも七十万キロリッターぐらゐは削減したい、こういう考へ方でございます。

○小松正雄君 そういたしますと、本年度の石炭の需要というものはどれほどですか。

○政府委員(齋藤正年君) これも資料として差し上げてあつたと思ひます。約四千三百三十三万トン程度の需要を見込んでおります。

○小松正雄君 四千三百三十三万トンが四カ年後には四千九百九十九万トンに一応なるだらうと、それだけ使用することになるだらうと、こういふことになりますと、六百万トンというものがここに生産を、ここまいたあなただけの言つておる石油の規制と、今申しましたように四十四万キロリッターぐらゐであつて、この石炭の

需要から考へますと六百万トン、六百万トンといつたら、重油に換算すれば、その半分にして三百三十万キロリッターですか、に値すると思ひますが、これはそこに二百四十、五十万キロリッターというのはどういうことになるのですか。

○政府委員(齋藤正年君) これは三十四年度と三十五年度、あるいは昨年の二十九年度というふうなものに比べての増加額の大部分は、例の経済六カ年計画を策定いたします途中におきまして、各種物資の生産の増加を見込んであるわけでありまして、その生産の増加した場合におきまして石炭の需要の増というふうなものが大半を占めておるわけでありまして、油の転換の分は、先ほど申しましたように、ボイラーの転換分が八十七万トンでございますが、そのほかにセメントでございますが、先ほどお答えいたしましたガスや煉、豆炭というふうなものにさらに若干増加を、転換分がございまして、その分をまあ全部ひくくめまして、おそろく二百二十、三十万トン程度になると思ひます。それ以外に分はほとんどそういう一般的な生産の伸びに基く需要の増加であります。

○小松正雄君 そういたしますと、この四千九百九十九万トンになつていこうとす五カ年間の年次別で、たとえば来年から石炭をどれだけふやしていくか、再来年からどうふやしていくか、こういうふうに考へておられるかというところが一つ。それからそれに關連してボイラーその他の重油の節減をしよう、規制をしようというものが、年次別にどういふふうになつておるか、どういふふうなことを計画されておるか

を二點あわせて御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(齋藤正年君) 本年度、昭和三十一年度は、先ほどお答えいたしましたように四千三百三十三万トンの計画をいたしております。三十一年度は四千五百九十九万トン、三十二年度は四千六百五十九万トン、それから三十三年度は四千九百九十九万トン、三十四年度は四千九百九十九万トン、大体このようになっております。

○政府委員(川上爲治君) 重油の方につきましては、二十九年度が三百七十万使つたわけなんです、三十四年度におきましては三百三十四万キロリッター、それから三十一年度におきましては三百三十五万キロリッター、それから三十二年度は三百九十四万、三十三年度は三百九十三万、三十四年度におきましては三百九十四万、それから三十五年度におきましては三百九十五万、三百九十六万といふふうに考へております。従いまして三十四年度と三十五年度におきましてこの転換の方に主力を注ぎたいといふふうな考へであります。

○小松正雄君 あつていろいろ質問申し上げたいと思ひますが、この修正をされた代表の先生にお尋ねしたいと思ひますが、さつきも河野委員から鋭くこの審議會の内容について質問されておりましたが、あなたは今度のこの審議會というものの委員の構成については、あらゆる角度からの人選をすべきだ、かように考へておられるかどうか。この審議會の委員のメンバーはどういふふうな形ですべきだと考へておられるかというところですね。

○衆議院議員(内田常雄君) 先ほどもちよつとお答えをいたしましたように、たとえば油の生産者であるとか、

あるいは販売者であるとか、あるいは消費方面を代表する電力業者でありまうとか、鉄鋼業者でありまうとか、そういう方々をも入れる考え方も他方においてあるかと存じますが、この場合にはさような需給双方の代表者、あるいは利益関係代表者というものをいれまうよりも、もっと中立的な立場に立つて、これらの油を中心とする総合エネルギー問題について理解と学識ある人を委員に選んでいただく、かようなことでこの修正案はできております。ただその限りにおいて別に需要者代表は一人も入ってはいらぬ、生産者代表は一人も入ってはいらぬ、あるいは石炭関係の人が一人も入ってはいらぬというのではないのであります。これは衆議院におきましてもかような質問がございましたが、その選ばれる候補者が重油に関する権威者であります場合には、それは石炭あるいは重油の生産者、消費者というふうな方面が入ることもあり得るだろう。かような理解のもとに修正ができております。

○小松正雄君 それでありますならばこの3に「審議会の委員は、重油に関する学識経験者のうちから、通商産業大臣が任命する」というふうに、あなたは特定のなことを入れてあると私は思いますが、その入れたあなたがそんな答弁をされるのはおかしいというふうなことを考えるを得ない。たとえばあなたの修正案に基いて、大臣がこの通りにやらなくてはならないというふうな考えられた場合は、この総合エネルギー政策の一角がくずれてくるのではなからう。河野委員が言われたのはそこであらう。全く単に学識経験者であるだけであつて、重油であらうと石炭であらうと、国内の総合燃料の対策に對して、重油のみに關する学識経験者だけでこの審議会というものが作られたのであつては、決して政府の意圖される、この両法案をあわせての総合的燃料対策のその審議会のあり方というものはならない。かゝつて逆にくずれていく。河野委員も言われましたが、私もさうに考える。ですからこの字句はさういふふうにはせずに、あなたがもしやられたようなことでなさるようになつて、私が私に妥協だと、かやうに考えますが、あらためてあなたはこの字句を變更しようとする考え方があるか。

○衆議院議員(内田常雄君) 私の説明が十分御理解がでなかつたようでありませんが、私はただいま小松さんが御理解になつたような意味で申したのではないのであります。つまり正面から石炭の生産業者を代表する者、あるいは重油の精製業者、輸入業者を代表する者とかいふ書き方もあるけれども、さうなことにいろいろ支障も生ずるので、書き方をかような書き方にして、その半面、人間はだれでも職業を持つてゐると思ひます。重油に関する学識経験者という職業はないのでありますから、必ずその方は学校の先生であるとか、あるいはまたしかるべき鉱工業の事業に従事せられておる方もございましょうし、あるいはまた石炭、油等の関係事業に従事せられておる方もありまう。要するにただある見地から選ばないで、総合エネルギーの、これは重油の法律でありますから、重油を中心とする総合エネルギーに對して理解、見識のある人、こ

う角度から選んで参る、こゝういふ趣旨でございましてから御理解を願ひたいと思ひます。

○小松正雄君 それはわかるのです。それはわかりますが、字句にはつきり明記してある。今私讀み上げましたように、この審議会委員は、重油に關する学識経験者のうちから通産大臣が任命するのだ、こゝういふふうにあなたが修正されておられますが、この字句の變更をする考えはないか。ただいまあなたがもしやられたように、審議会の中には、単に学識経験者であつてもどうかといふことも考えられますが、いろいろ重油に關する、あるいは石炭に關すること等に関係のある経験者を入れることがよからうと、こゝうおっしゃるなら、はつきりこゝで重油に關する学識経験者だけ、かやうに私はこれを考へておられますから、こゝういふことではなくして、石炭の方の者も入れる、あるいは労働者の代表も入れると

うぐらひだから、簡単に考へてゐるのだと思ひますが、こゝういふふうには考へられていくべきものじゃないといふことを私は考へるのです。なおこの字句も一つ範圍広く何とかこゝで變更してもらふといふことにしておく方がいいのじゃないか、こゝういふ意味で聞きをしてゐるわけです。

ました。お話のような議論もいたしました。書き方の、たとえば一つの案として、重油の生産者、消費者双方を代表する者、及び学識経験者といふような書き方も一つの表現として考へておつたのであります。そのことを私は先に申してしまつたものだからこゝで言ひましたのであります。さうな表現で重油の生産者あるいは消費者、あるいは石炭の生産者、消費者といふものを代表するといふことを書くことが適當でないといふ判断に立ちまして、そこでさうな事業代表といふ立場を捨象しまして、重油に關して知識経験のある者といふ書き方にしたわけでありまう。あくまでその立脚点は、最初の選んだ立脚点は、業界代表といふ選び方でなく、学識経験者といふ選び方でなく、学校の先生、博士論文を出しているといふようなことだけではなく、いずれかの国内産業に携わつてゐる人が入つてくることもやむを得ない、かやうに解釈される、かやうな結果になるのではなからうかといふことを申し上げたわけでございます。

○委員(吉野信次君) ちよつと今に關連するのですが、それはやつぱりはつきりしておいた方がいいのじゃないか。委員には利益代表者を入れないう、こゝういふのです。利益代表といふ觀念と学識経験者といふ觀念が違ふので、今、今の御説明によると、学識経験者でも、何か業界に携わつておる人も入れるかもしれぬといへば、これは利益代表なんです。利益代表を入れるといふ考へをとる以上は、皆学識経験者で、たまたま利益の關係の御商売をやつてゐる人であれば、それはよけいにとらなければならぬといふことではないと、利益代表を入れるといふことと、神は徹底しないように思ひますが、さつき御説明だと、それは書いてあるけれども、まあその人が何か職業といふようなものは皆持つてゐるのだらうから、利益代表であつても学識経験者といふ面で入れるのだといふけれども、利益代表をはじけば、それはやっぱり学識経験者に入れちゃいけないのだといふことが從來の解釈だと思ひますが、その点をはつきりお答えを願ひます。

○衆議院議員(内田常雄君) 補足説明をさしていただきますけれども、私の答弁が先回つた答弁をいたしましたために、誤解を生じたのじゃないかと思ひますが、それはいろいろ議論があり

○衆議院議員(内田常雄君) 先ほど申しましたように、審議会の組織構成につきましては政令にまかしてあります。これは通産大臣、これはもとと政府原案の法律でありますから、委員の構成、人数等につきましましては通産大臣ですが、政令でございまして、内閣におまかせするといふこと

○衆議院議員(内田常雄君) 補足説明をさしていただきますけれども、私の答弁が先回つた答弁をいたしましたために、誤解を生じたのじゃないかと思ひますが、それはいろいろ議論があり

○衆議院議員(内田常雄君) 補足説明をさしていただきますけれども、私の答弁が先回つた答弁をいたしましたために、誤解を生じたのじゃないかと思ひますが、それはいろいろ議論があり

○衆議院議員(内田常雄君) 補足説明をさしていただきますけれども、私の答弁が先回つた答弁をいたしましたために、誤解を生じたのじゃないかと思ひますが、それはいろいろ議論があり

○小松正雄君 それでありますならばこの3に「審議会の委員は、重油に関する学識経験者のうちから、通商産業大臣が任命する」というふうに、あなたは特定のなことを入れてあると私は思いますが、その入れたあなたがそんな答弁をされるのはおかしいというふうなことを考えるを得ない。たとえばあなたの修正案に基いて、大臣がこの通りにやらなくてはならないというふうな考えられた場合は、この総合エネルギー政策の一角がくずれてくるのではなからう。河野委員が言われたのはそこであらう。全く単に学識経験者であるだけであつて、重油であらうと石炭であらうと、国内の総合燃料の対策に對して、重油のみに關する学識経験者だけでこの審議会というものが作られたのであつては、決して政府の意圖される、この両法案をあわせての総合的燃料対策のその審議会のあり方というものはならない。かゝつて逆にくずれていく。河野委員も言われましたが、私もさうに考える。ですからこの字句はさういふふうにはせずに、あなたがもしやられたようなことでなさるようになつて、私が私に妥協だと、かやうに考えますが、あらためてあなたはこの字句を變更しようとする考え方があるか。

○衆議院議員(内田常雄君) 私の説明が十分御理解がでなかつたようでありませんが、私はただいま小松さんが御理解になつたような意味で申したのではないのであります。つまり正面から石炭の生産業者を代表する者、あるいは重油の精製業者、輸入業者を代表する者とかいふ書き方もあるけれども、さうなことにいろいろ支障も生ずるので、書き方をかような書き方にして、その半面、人間はだれでも職業を持つてゐると思ひます。重油に関する学識経験者という職業はないのでありますから、必ずその方は学校の先生であるとか、あるいはまたしかるべき鉱工業の事業に従事せられておる方もございましょうし、あるいはまた石炭、油等の関係事業に従事せられておる方もありまう。要するにただある見地から選ばないで、総合エネルギーの、これは重油の法律でありますから、重油を中心とする総合エネルギーに對して理解、見識のある人、こ

○小松正雄君 それはわかるのです。それはわかりますが、字句にはつきり明記してある。今私讀み上げましたように、この審議会委員は、重油に關する学識経験者のうちから通産大臣が任命するのだ、こゝういふふうにあなたが修正されておられますが、この字句の變更をする考えはないか。ただいまあなたがもしやられたように、審議会の中には、単に学識経験者であつてもどうかといふことも考えられますが、いろいろ重油に關する、あるいは石炭に關すること等に関係のある経験者を入れることがよからうと、こゝうおっしゃるなら、はつきりこゝで重油に關する学識経験者だけ、かやうに私はこれを考へておられますから、こゝういふことではなくして、石炭の方の者も入れる、あるいは労働者の代表も入れると

うぐらひだから、簡単に考へてゐるのだと思ひますが、こゝういふふうには考へられていくべきものじゃないといふことを私は考へるのです。なおこの字句も一つ範圍広く何とかこゝで變更してもらふといふことにしておく方がいいのじゃないか、こゝういふ意味で聞きをしてゐるわけです。

ました。お話のような議論もいたしました。書き方の、たとえば一つの案として、重油の生産者、消費者双方を代表する者、及び学識経験者といふような書き方も一つの表現として考へておつたのであります。そのことを私は先に申してしまつたものだからこゝで言ひましたのであります。さうな表現で重油の生産者あるいは消費者、あるいは石炭の生産者、消費者といふものを代表するといふことを書くことが適當でないといふ判断に立ちまして、そこでさうな事業代表といふ立場を捨象しまして、重油に關して知識経験のある者といふ書き方にしたわけでありまう。あくまでその立脚点は、最初の選んだ立脚点は、業界代表といふ選び方でなく、学識経験者といふ選び方でなく、学校の先生、博士論文を出しているといふようなことだけではなく、いずれかの国内産業に携わつてゐる人が入つてくることもやむを得ない、かやうに解釈される、かやうな結果になるのではなからうかといふことを申し上げたわけでございます。

○小松正雄君 それでありますならばこの3に「審議会の委員は、重油に関する学識経験者のうちから、通商産業大臣が任命する」というふうに、あなたは特定のなことを入れてあると私は思いますが、その入れたあなたがそんな答弁をされるのはおかしいというふうなことを考えるを得ない。たとえばあなたの修正案に基いて、大臣がこの通りにやらなくてはならないというふうな考えられた場合は、この総合エネルギー政策の一角がくずれてくるのではなからう。河野委員が言われたのはそこであらう。全く単に学識経験者であるだけであつて、重油であらうと石炭であらうと、国内の総合燃料の対策に對して、重油のみに關する学識経験者だけでこの審議会というものが作られたのであつては、決して政府の意圖される、この両法案をあわせての総合的燃料対策のその審議会のあり方というものはならない。かゝつて逆にくずれていく。河野委員も言われましたが、私もさうに考える。ですからこの字句はさういふふうにはせずに、あなたがもしやられたようなことでなさるようになつて、私が私に妥協だと、かやうに考えますが、あらためてあなたはこの字句を變更しようとする考え方があるか。

○衆議院議員(内田常雄君) 私の説明が十分御理解がでなかつたようでありませんが、私はただいま小松さんが御理解になつたような意味で申したのではないのであります。つまり正面から石炭の生産業者を代表する者、あるいは重油の精製業者、輸入業者を代表する者とかいふ書き方もあるけれども、さうなことにいろいろ支障も生ずるので、書き方をかような書き方にして、その半面、人間はだれでも職業を持つてゐると思ひます。重油に関する学識経験者という職業はないのでありますから、必ずその方は学校の先生であるとか、あるいはまたしかるべき鉱工業の事業に従事せられておる方もございましょうし、あるいはまた石炭、油等の関係事業に従事せられておる方もありまう。要するにただある見地から選ばないで、総合エネルギーの、これは重油の法律でありますから、重油を中心とする総合エネルギーに對して理解、見識のある人、こ

○小松正雄君 それはわかるのです。それはわかりますが、字句にはつきり明記してある。今私讀み上げましたように、この審議会委員は、重油に關する学識経験者のうちから通産大臣が任命するのだ、こゝういふふうにあなたが修正されておられますが、この字句の變更をする考えはないか。ただいまあなたがもしやられたように、審議会の中には、単に学識経験者であつてもどうかといふことも考えられますが、いろいろ重油に關する、あるいは石炭に關すること等に関係のある経験者を入れることがよからうと、こゝうおっしゃるなら、はつきりこゝで重油に關する学識経験者だけ、かやうに私はこれを考へておられますから、こゝういふことではなくして、石炭の方の者も入れる、あるいは労働者の代表も入れると

うぐらひだから、簡単に考へてゐるのだと思ひますが、こゝういふふうには考へられていくべきものじゃないといふことを私は考へるのです。なおこの字句も一つ範圍広く何とかこゝで變更してもらふといふことにしておく方がいいのじゃないか、こゝういふ意味で聞きをしてゐるわけです。

ました。お話のような議論もいたしました。書き方の、たとえば一つの案として、重油の生産者、消費者双方を代表する者、及び学識経験者といふような書き方も一つの表現として考へておつたのであります。そのことを私は先に申してしまつたものだからこゝで言ひましたのであります。さうな表現で重油の生産者あるいは消費者、あるいは石炭の生産者、消費者といふものを代表するといふことを書くことが適當でないといふ判断に立ちまして、そこでさうな事業代表といふ立場を捨象しまして、重油に關して知識経験のある者といふ書き方にしたわけでありまう。あくまでその立脚点は、最初の選んだ立脚点は、業界代表といふ選び方でなく、学識経験者といふ選び方でなく、学校の先生、博士論文を出しているといふようなことだけではなく、いずれかの国内産業に携わつてゐる人が入つてくることもやむを得ない、かやうに解釈される、かやうな結果になるのではなからうかといふことを申し上げたわけでございます。

います。

○栗山良夫君　そういったしますと政府の方へ伺いますが、この法律案が通りますという、審議会の委員は何名を予定されますか。

○政府委員(川上爲治君)　大体十名ないし十数名と考えております。

○栗山良夫君　今十名ないし十数名というところだと思いますが、大体この審議会というものは、今までの法律だと、大体委員の数というものは法律に明記されております、何名ということになります。これも私の言っていることがまちがっていったら御反駁いただきたいと思ひます。私の承知している限りでは全部明記してあるはずで、そうしてしかも明記された人員に対して、各種の委員会においては、その学識経験者なりあるいは業者代表なり政府の職員なり、そういうものが委員会に参加をする比率等明らかにされている。

少くとも私が今まで手がけた法律案は一つも漏れたことはありません。そういう意味で今審議会の運営の基本になるのは人であり、人数でもあります。その内容でもあります。従って審議会のことを徹底的にここで明らかにしようと思ふならば、まず最初に人的構成の面も明らかにしなければ、これはおそらく意味のないことだと思ひます。従って修正提案者並びに政府当局は私の質問に答えてその点を一つ明らかにせられたい。

○政府委員(川上爲治君)　まだ政令につきましてもいろいろ検討中でございますが、まあ私の方としては、先ほど申し上げましたように、政令におきまして、その人数につきましても

はつきりきめておきたいそれからまた大体どういう方面からどれくらい、またどういふ方面からどれくらいという点についても、この政令においてなるべくきめるようにしたいというふうに考えておりますが、この第四条の場合、第六条の場合、これは委員のメンバーについて私は若干遠う点がございまして、たとえば第四条の転換についてのその諮問機関としてのメンバーとしましては、たとえば機関士でありますとか、すなわちボーイラー関係に非常に専門的な知識を持つていて、そうして改造するなり転換することによって非常に影響があるというふうなことをよく知っている、そういう専門の機関士とか、そういう者を私は委員のメンバーにある程度おかなければならぬというふうなことを考えております。また一方第六条の諮問機関としましては、メンバーとしましては、これはどういう方面がきわめて緊要な用途であるか、あるいはそのためにどういう措置をとるかというふうな方面についての相当経験なり知識を持った人を選ばなければならぬというふうなことを考えておりますので、この審議会のメンバーにつきましても、そういういろいろな方方が入られて、そうしてその参考の意見を述べていただくようにしたいというふうなことを考えております。

○栗山良夫君　私のお尋ねしているのは、他の法律案において委員会を設ける規定のありますときには、これに参加する委員の数というものはきまっているのです。しかもその構成の分野というものも大体明らかにせられておる。これは法律には明記されていないのだから、政府としては、政令のとき

にきめられるその内容というものははつきりここで約束を願う義務があると思ひます。まあ今までの慣例からいいますと、もしそれができなければ法律案に明記されたい。それがないのだから、ここで口約束になりますけれども、一つ明らかにせられたい。その場合にまず総員を十五名なら十五名と明らかにせられて、その中で政府職員が何名入る、学識経験者が何名入る、学識経験者というのとは先ほど博士論文云々と言われたが、私はそういう見解でなくて、学識経験者の中でも重油の理論的な性能分析なんかやつてい

るような、そういう人ばかり幾らとつてみたところであまり効用はないと思ふ。そういう意味でなくて、やはり重油なり重油ボーイラーに対する運営の学識もなければいけない。そういう意味の私は学識経験者だろと思ひます。が、そういう人を何名予定するか。それの中でやむを得ず業者の代表が学識経験者として入ることがあります。その場合には学識経験をかねた業者の代表というものは何名くらいを予定するか、最大限やむを得ないときには何名くらい予定するか、こういうことをはつきりやぱりおっしゃつていただかないと、私も安心して、審議会が円滑な仕事ができるであらうという見通しをつけるわけに参りません。

○委員(吉野信次君)　これは政令に委任されておりますから、要するにたゞいまの栗山委員の御質問は、政令の規定事項というものを、今おっしゃられた点を明らかにして、この委員会に一つ出していただければいいのじゃないか、ただそのときに、私さつき申し上げたのは、これは政府の方をお願いす

るのですが、まだ問題がきまらぬ点があるの、私は利益代表というものを入れないという建前からすれば、かりに重油ボーイラーに対する非常なエキスパートがあつても、たとえばボーイラーに対するエキスパートがあつても、その人がたまたま日本石油の重役になつておる、こういう場合には、これは学識経験者だといつて入れちゃいけないと思ふ。それならば何のために学識経験者というものに限つたかと、こういう疑問を持つておりますから、その点もあわせて一つ、これは私疑問ですから……。

○栗山良夫君　修正提案、大へん私は失礼なことを申し上げますが、まああまり補足説明をしなくても、私はこれれがうまく運営されるように建設的な質問をしているのです。それだからもつと所信のあるところを具体的に明らかにせられたい。抽象的な説明を何べん聞いてもしようがない。

○衆議院議員(内田常雄君)　もう一度補足説明しますが、今の吉野委員長の御言葉の中に、たとえば非常なエキスパートがある、その人がたまたま長い間石油会社の役員をしていてという場合なら、利益代表を加えないという思想からすれば、排除することになるのかとおっしゃいますが、私が申し上げましたのはそういう意味ではなくて、この条文を作ります際に、何べんも申しましたように、最初の角度を生産業者とかあるいは消費者の代表から選ぶという考え方でこの条文を作り、そこから出発するのから出発して、その学識経験者の中には、先ほど申しますように学校の先生とかあるいは論文を

書いている人というばかりでなしに、おそらくいろいろな業界の仕事を従事されておる人もあるだろうから、そこで出てくる分は、これは学識経験者である結果として業界の人も入つてくることがあるだろうということを私は申し上げた。これはひな型としまして、今御審議を願つておる政府提案そのまゝの石炭鉱業合理化臨時措置法の第七十二条が石炭鉱業審議会の規定であります。この七十二條に、「委員及び専門委員は、関係行政機関の職員及び石炭鉱業に關し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する」とありまして、石炭鉱業合理化審議会の方も、石炭の生産業者あるいは消費者の代表からという書き方をしている。

「石炭鉱業に關し学識経験のある者」を選んて、その中におそらくは石炭鉱山会社の経営者とか、これは政府の真意は知りませんが、石炭鉱業労働者の代表という者も入るかもしれない。この書き方が、やはり「石炭鉱業に關し学識経験のある者」という書き方で、趣旨はそれは同じようなことになると思ひます。

それからもう一つ、栗山さんが、こういう修正案といふか、こういう審議会の条項を見たことがないとおっしゃる。なるほど石炭鉱業合理化法は、七十一條に、審議会の委員は三十人以内で組織する、と員数は書いてございしますが、この修正案の石油の方の審議会委員は書いてございせん。それは政令に委任したわけでございます。そして、国会の法制局の方では、政令に組織を委任する考え方もあり得る、おそらくあるだろう。なおついで最近衆議院におきましては、昨日本院の御修正

になられた石油資源開発株式会社法に代せられました石油鉱業権評価審査会というのがあります。これは審議会でいい、審査会でもいい、調査会でもいい、大体同じものでありますが、これも「前二項に定めるもののほか、審査会の組織、運営その他必要な事項は、通商産業省令で定める。」と書いておられます。員数が書いてないのでございませう。従って当委員会におきましても、さような員数を書いてない審査会をお認めになつてゐる。その点は同じようにお考えになつていいのじやないかと思ひます。

○栗山良夫君 石油の方は、これはあなたが私の質問に対して、反論にお使ひになりましたが、これは當りませう。これは臨時的なものだし、今言つたようなそういう重要な、重要なものと私申しませんが、帝石という会社が国家の保護を受けて今日まで育つてきたのに、いよいよ国策会社として石油資源開発会社を作るときに、法外な値段をもつて譲渡せしめようというやうなことがあつたときには困るというので、これは老練心から当委員会が作ったものであつて、今あなたがこの石油の關係の審議会の説明に対して引き合ひに出されましたが、これは當りませう。その点は、これはわれわれが修正するときのこの委員会の空気が、このものをよく知つてゐるから、私が責任をもつてそういう工合に逆にあなたに御答弁を申し上げてゐる。

問題は、修正建議者は、政令に委任して通産省に問題をあずけられたわけだから、建議者の方からはこれ以上お聞きする必要があるもので、政府側が、この政令で委任された、政令にまかされたいものに對して、どういふ構想でいくかというのを伺へばそれで足ります。

審議委員は三人でもできますし、五人でも十人でも十五人でも、三十人でもできるわけですから、そのことをどうされるかということなんです。

特に私がなぜこれを心配するかと申しますと、石炭の合理化法案と関連をいたしまして、將來五千万トンの出炭を予定されてゐる。そうすると五千万トンの中には、相当劣悪炭が入つてくる、低品位の炭が入つてくる。これは現に福島常磐炭鉱においては、あつたこの低品位炭を、炭鉱合理化のための方策として、低品位炭を使う火力発電所の構想が始められて、四千あるいは五千万カロリーの炭をもつて火力発電所を作ろうという構想が常磐炭鉱の業者あるいは電力業者を中心に進められておられます、具体化されつつあります。われわれの今日持つてゐる常識からいへば、四千カロリーの低品位炭で、いかにボイラーの性能が高くなつて参りましても、そのままだではなかなか参らなかつて、それは若干の重油を添加して燃率を發揮するやうな方法をしなければならぬ。そういうときに、重油を許さないかという審議をするときに、これはそれを許されるか許さないか、まだそれは質問していませんよ、福島の問題については後ほど聞こうと思つておられますが、かりにそれがこの審議会の案件になつた場合に、そういう重要なことまでもこの審議会で通産大臣の諮問の上で結論を出さなければならぬ、そのときに審議会のメンバーとい

うものが、今お聞きしてゐるやうに、衆議院の院議できめて、これから一生懸命考へようというのでもたもたしておられるが、そんなことで当委員会が簡単によろしいというわけには参らぬ、こういうことなんです。

○國務大臣(石橋湛山君) 審議会の構成については政令を十分にまだ検討しておりませんから、後刻なお研究いたしましてお答えをいたしたいと思ひます。

○河野謙三君 御検討中ならば、私はこの際申し上げておきたいと思ひます。どうも修正された衆議院の方の側の注文は、学識経験者であつて、生産者でも消費者でもない、どこまでも学識経験者を選びたい、しかしそれは生産者にも消費者にも片寄らぬところでやつていきたい。これは希望はまことにやつぱであるけれども、これはまた無理ですよ。経験者といふのは大よそ生産者、消費者の中に初めて経験者があるわけですよ。そうでしょう。生産者、消費者は、経験はあるけれども、これは公平ではない。学識経験者は公平ではあるけれども経験に欠けておる。そうでしょう。ところがその両方を希望するならば、どうしたつて結論として、公平ではないが、生産者、消費者の立場から経験者を出し、そのまんな中に経験は乏しいけれども、公平な学識経験者を出す、こういうことでいかなければ、あなたの方の説明はそういうことにはまらぬでしょう。

○衆議院議員(内田常雄君) これは私の方で修正を建議したものであります。この書き方はさつき委員長に申し上げたのであります。この院で御審議になつておる石炭鉱業合理化臨時措置法案、これは政府提案であります。が、この政府提案の七十二條にこの審議会のメンバーは「石油鉱業に關し學識経験のある者のうちから、通産大臣が任命する。」とありますので、文章を合せてございませう。従つてその選び方につきましては、この石油鉱業合理化審議会について選ばれると同じ考え方、重油の方の審議会のメンバーも選んでいただいてよろうと私は考えます。文章を合せてございませう。

○河野謙三君 そうすると、先ほど学識経験者から出す、しかし消費者にも生産者にも片寄らぬやうにしようという御希望がございましたが……

○衆議院議員(内田常雄君) あなたはどつちがいいと思つておいでですか、それではお尋ねいたしますが、この学識経験者を選ぶとしたら、石炭の生産者あるいは石炭の消費、あるいは重油の精製業者、重油の消費者から選ぶ、こういう表現の方がいいという御意見でございますか。

○河野謙三君 私はつきり申し上げておきます。学識経験者から選ぶという表現はいいのです。しかしそれを具體的にする場合にやはり消費者、生産者から経験者を選び、そのまんな中には経験には少し乏しいけれども学識経験者から選んで、そしてやらなければ公正な運営はできない。これは先ほども栗山委員がおっしゃいましたが、人数を示して、その十人なら十人のうち消費者から何名、生産者から何名、まんな中の学識経験者から何名といふことはこれはすぐきまると思ひます。

○衆議院議員(内田常雄君) 議論になつて恐縮でありますけれども、学識経験がある者を選ぶので、たびたび申しますやうに、学識経験者である以上は、あなたのおっしゃるやうにどつかの職場で経験をされておるにきまつておる。その人は石油鉱業の現役の重役であるかもしれない。あるいは石油鉱業の退職した重役であるかもしれない。それは一向差しつかえない。ただ角度を初めから生産者とか消費者の代表から審議会のメンバーを選ぶべしという書き方で学識経験中心の書き方、こうなつて、またその方がよろうという意見に到達いたしました。しかもこの石油鉱業合理化審議会と同じやうな表現の仕方をとつたわけでありませう。従つて選び方等につきましては、この文章を解釈していただいて、任命をなさる通産大臣に適正にやつていただければ衆議院の方としてはけっこうだと思ひます。

○河野謙三君 そうしますと後刻通産大臣からこの審議会のメンバーをだれを選ぶかといふことになしに、何人で構成してやるかについて後刻お示しを願うといふ約束ができたのですが、その場合には修正者の方では、生産者とか消費者とか、それがいいか悪いかわからないことはあまり強くは言わない、ただ学識経験者といふことでやつてくれ、こういうことであつて、その場合に、生産者とか消費者は入れないといふ強い意思はないやうでありますから、当然これは生産者なり消費者といふものは入る。その中間に学識経験者が入る。こういう従来の各種の審議会と同じやうな構成でいかれることになつておると思ひますが、そういうことになつてますか。

○國務大臣(石橋湛山君) それは人間です。消費者でない人間もいない

し、また何かの意味で生産者でないものもあるまいと思ひます。それに今修正者が言うように、選択の角度を、ある消費者の代表とか生産者の代表という意味でなく、同じ人であつても学識経験者として考へて選択する、こういうことだろふと思ひますから、私もそのつもりでいいと思ひます。

○河野三三 ところが非常に問題なんです。学識経験者というだけで選ぶのか、公平という立場で選ぶか、その人を。ところがその人は消費者なり生産者なりに片足を突っ込んでおるという事で、公平ということを選んで、選んだとたんから片寄つておるわけですから、そういうことをはつきりしてやらぬと、たとえば十の中の三・四・三をやつていけば、まん中の四が学識経験者で、審議会の構成というものは公正に運営されますね。ところがはつきりしないので、生産者も消費者もなし、ただ学識経験者ということを選んで、学識経験者どころか、それがあにはからんや生産者なり消費者の初めからひもがついておるという形になつて、審議会の構成自体が、出発したときから不正になつておるというこゝとはいかぬと思ふ。だから初めからこれは消費者に加担する者である、これは生産者に加担する者であり、この中で選んだ者と、その中間の者と、人数の振り合いをきめておかなければならぬと思ふ。それは政令で、あなたの方、まあおれの方にまかせろと言われればそれまでありますが、今栗山委員の言つたように大事なことでありますから、どういふ格好で選ぶかというこゝをおきめ願わなければならぬと思ひます。

○栗山良夫 私はこの審議会は今修正提案者のお話を聞いておるといふと、非常に性格がばく然としてきておるのですが、私がおそれるのは、この法律案に對し、一たび国会に提案された場合に、これに絶対賛成の政府案に對して支持を送られた階層と、この法律案に對して徹底的に反対をせられた階層が明瞭にあります。明瞭にあるでしよう。その場合に、この法律案に對して徹底的に反対をされた階層はどこであるかといふことは、私がこゝで指摘しなくともはつきりしておる。そういうところから学識経験者の仮面をかぶつて大ぜいの人が入つて審議会の運営して結論を出した場合には、先ほど通産大臣はこの審議会がどういふ結論を出そうと、通産省の重油に對するところの基方針と相反するものが出た場合にはとらぬとおつしやつた。そうすると、この審議会をせつかく設けても、いたずらに通産省と正面衝突をし摩擦を起すだけである。そういう審議会は私は作るべきでないと思ふ。そういう意味において審議会の構成メンバーといふものについて私は非常に關心を持つて通産省の回答を求めておる。そこで通産省としては、これは石炭局との関係もありましようが、この法律案には政府職員を入れるといふことは書いてありません。従つて政府職員がほんとうに入らなければならぬといふことではあれば、法律案の改正をしても私は政府職員を入れるべきであると思ふ。だから、学識経験者でも、この法律案に徹底的に反対をしておる会社の重役があるいは職員か、そのひもつきになつておる人々を多数こゝに入れたのでは意味がなくなつてしま

う。そういう意味で通産大臣に先ほど御質問申し上げたのであります。それから、後刻その具体的な考へについてお聞かせをいただくといふことでございしますから、われわれの考へておることを十二分に一つ構想の中に入れて、あまりそれ以上議論をする必要のないようにしてお答えを願ひたい、こういうことを申し上げておきます。

○山川良一 第四條の運用についてであります。先ほど通産大臣がめちゃなことをするといけなからワクをはめたといふふうに申されました。私は不幸にしてめぢやでなしに、当然やるべきことがやられずきたことが今までの現状ではなかつたかと思ふ。

私はむしろ逆の場合を心配するので、今度逆はこの法案の第四條の実施に消極的な場合があるといかぬから、それをおそれるから、その場合に備えてこのワクをはめられ、三つの事項はこれは原則として必ずやるというこゝでございしますか、該当するものは。

○衆議院議員(内田常雄君) お答えをいたしますが、必ずやるんだ、つまりこれに該当するものは指示をなしてはならないという趣旨ではございませう。先ほどもちよつと申し述べましたように、正直——私は正直でありますから正直に申し述べますと、最初自由党で出しました修正案の修正は、今山川先生がおつしやられましたように、この間ワクに該当したものは通産産業大臣が指示できないように、次の各号に掲げる場合は通産産業大臣は指示をなしてはいけなから、こういう表示をとつたのであります。だんだん委員会等におきまして、あるいはまた

各党間の打ち合せの結果によりまして、その修正案を固めて参りました。そして審議会の考慮の對象となすべき準則を立てるべき柱を三つ立てまして、そうしてかやうな柱に該当するものは一番指示の出し方に微妙なものであるから、そのとき指示を出すべきかどうかといふ合理的な基準を作る。その合理的な基準のつとつて通産産業大臣が指示をする、こういうこととございまして、絶対排除ではございせん。繰り返して申しますように、從來のあまりひど過ぎた自由裁量を法規模に改めたといふこととございします。

○山川良一 むろん前段にその必要の限度においておるといふことになつておりますから、それはこれに合うものは全部やるといふことに解釈の上ではならないと思ひますが、實際にこの三つの条件に当てはまるものを合せる二十五万トンになり、實際規制は二十万トンといふことになつた場合に、その二十万トンだけをこれに該当するものにえり出されるということになる、と、通産省にお伺ひするのですが、先ほど栗山委員から御質問がありました、その落ちる三十万トンは特に運動する者に落ちたといふことにこれはなしりますまいか、そういうことで相当問題を引き起すと思ひますが、その今の原則としてやるということとでなしに、制限の必要の限度でやる場合にはどういふふうな運用をなさるつもりですか、それを一つ伺ひたい。

○政府委員(川上爲治君) これは「勘案して定める基準に従ひ」といふことになつておりますので、しかもその審

議会にかけてやることになるわけですが、私どもとしては、この一、二、三の条項について、たとえば第二項の条項によりまして、たとえ品質に非常の影響がある、あるいはまた輸出に對してそのために非常に影響があるといふような点につきまして、十分その審議会において検討をいたしまして、ほんとうにそういうことになるといふことでありますれば、やはりその改造を命ずる勧告をするとか、そういうことはしないようにしていこう、しかしこれはすべて具体的に當つてみませんといふとなかなかはつきりいたしませんので、具体的に當つた上で一つそういう措置を講じたいといふこととございします。

○山川良一 それじゃそれで追及しませう。もう一つ最後に、制限を必要とする限度が、この一、二、三項を全部制限しても、なお所期の総合燃料政策の遂行に支障があるような結果がもし出てきたらどうなさるつもりか、これは提案者と通産大臣両方にお伺ひしたい。

○衆議院議員(内田常雄君) 私は山川先生、御心配になるようなことはないと思ひます。これは今数字的に申しますと、先ほど釧路局長から御説明がございしたように、昭和二十九年年度の釧路工業関係の重油の消費量が三百七十万キロリッター、これを五カ年間に三百五十万キロリッターに縮める。言いかえると五カ年間に七十万キロリッター縮める、こういうお話でございました。そこでそういうことを私は頭に置きながらこの数字合せを、七十万キロを減らすために、数字合せをするために四

を發動して、重油でなければ企業が成り立たないものまでもとどん切りかえるのかということ委員会におきまして追及しました。ところがたびたび申し上げるうちに、さうなむちやなことは絶対にしないのだ。少くともおれが大臣である限り、おれが局長である限りしないのだ。しないで合理的なやり方をしていつて七十万キロを減らすのだ、であるから心配ないのだ、こういうお話でありますから、心配のないところの修正をしたのでありますから、修正の結果の運用と、修正しないで、非常に乱暴な大臣なり局長がやられたらとんでもないことになるかもしれないような案文であつたと思ひますが、しかし今の大臣や局長が運営される限りにおいてはその結果と、私どもの修正による運営の結果が合う。少くとも私どものやり方ではなほだしい、政府のさきに宣明された七十万キロリッターというものはなほだしい、むちやくちやな切り方じゃないという政府の説明が、われわれ議員として信じられる限りにおいては結果は同じだ、心配ない。かようなことを確信しております。

○山川良一君 大臣の答弁あと回しにしまして、私はやはりできた結果について責任を持つつもりでやらなければいかぬと思ひます。しかしこうなるはずだというだけではちよつと私も納得できかねるの、それは私ももうなるだらうということを一応信用いたしますが、万一同様ならぬときはどうするかというだけでは考えられない物事をきめていただかなければならぬと思ひます。そのことについてもし万一同様ならぬときはどう

さいいますかということ……、仮定ですよ、これは。

○衆議院議員(内田常雄君) どうも私は政治家でありますれば、仮定の質問にはお答えできないところがございますが、正直にお答えいたしますと、かりに政府は七十万減らすと言つてゐる。しかも四條を運用した結果が七十万キロ減らせない。すでにこの四條の運用のために作られた基準なり個々の具体的な処分というものが適正であつたとするならば、私はその適正な処置の結果五十万しか減らされなかつたといふことが、これは日本経済全体のためによかつたと思はれるのであります。あくまでも四條運用でいつていただきたといふ私はこゝろがうものであります。それはなぜならば、むちやくちやに切つてしまつて、そのために日本の輸出ができなくなるとか、あるいは操業度の向上がはなはだしく落ちるといふことになつてしまふことは、これは一方において石炭合理化、石炭鉱業の整備といふことがもちろん重大であることは重々承知しておりますが、角をためて牛を殺すという、日本経済全体を非常に非効率の経済にしてしまふことは、これはどうも私どもとしても承知できないと考えるがゆゑであります。

○山川良一君 たいだいまのお話では、結果的に見ますと、目的は石炭の合理化のための燃料総合計画に合うようにすると言われますけれども、結果的にはそうならない場合もあるといふことを想定してこの修正案を作られたと考へてよろしいのでございませうか。

○衆議院議員(内田常雄君) 最初に申しましたように、そうではありませぬ。必ず政府が計画せられ、また同時に輸出された七十万キロの鉱工業関係の重油の節減というものは、この法律通りにやつても、政府が宣明せられてゐる政府の考えを執行することを正直にここに書いていただけてありますから、狂つてこないという想定に立つておりますし、またさうなることを願つてゐるものであります。私は決して油がかわいくて石炭がかわいくとか、あるいは日本経済全体がかわいくて石炭がかわいくとかいふことになしに、議員の職責として、絶対日本経済を上げるという観点からだけ考へてゐる結果であることを御了解願ひたいと思ひます。

○山川良一君 大臣から、済みませんけれども、今の所期の目的を達せないとときにはどうなさいますか、消費の規制が、この第四條に問題が……

○國務大臣(石橋湛山君) 今修正者からも言ひましたように、これは衆議院においてもしばしばお答えしたのでありますが、われわれの方の重油ボーラーの規制も、たとえばさつきも出ました染色関係のものといふような、あるいは陶磁器とかいふようなもの、どうしても重油でなければ品質等に支障を来たして輸出には向かないといふようなものまでを切るつもりで計算してはおりません。大体こまかいことは必要があれば政府委員からお答えさせます。ボーラーだけで百八十万キロの油を使つてゐるのです。その中の一部分を削るのでありますから、どうしてもこの三項に書いてありますようなものについては削らぬでもわれわれの予定数量に達するものと信じております。従つ

て万一同様がくずれた場合にどうするかといふことは今考へておらないのです。

○小松正雄君 この委員会は午後ともやはり石炭と重油は引き續いてやられますか。

○委員長(吉野信次君) そのつもりです。

○小松正雄君 そういたしますと、私はただ今審議会委員の問題に關して一言だけ当局にお尋ねしておきたいと思ひます。石油の方じゃなくて石炭の合理化法案に對する審議会委員のメンバーは大よそ三十人にされようとしてゐるわけでありまして、その中に私はぜひ入れてもらひたい大臣はぜひ私の言ふことを聞いていただきたいといふこととあります。それはここで私がどういふ人を入れてくれといふことよりも、それらの代表の方々から大臣にも陳情あるいは要望が出ておると思ひますが、問題は石炭鉱業合理化臨時措置法に關連して、非常に憂慮する人たちの叫びの聲でありまして、その代表といふのは、この法案がもし通過するといふと、第一に労働者、従業員が運配、欠配をされておることであつて、それらの金がもらへるかもらえないかといふことを非常に憂えておる。そこで審議会のメンバーの中にぜひこの職員の代表を入れてもらひたいといふことを私は強くお願いすると同時に、また公共団体の方からも大臣にもさういふ陳情も出ておると思ひますが、公共団体も、私が申し上げるまでもなく、この鉱業法案が通るというこゝろになりますと、あらゆる角から、たとえば鉱山税、住民税、あるいはまた固定資産税、こゝろに

のが減る、減つてくるが、かたわらにはそれらの炭鉱があつたために炭鉱従業員がおつた。そこで学校等を増築したとか、こゝろで起債を起してその町村でやつてゐる。こゝろの意味合いから、どうしてもこれらにこの石炭をよけい出させ、要するに石炭増産のみに政府が集中してきたその責任を、こゝろにぜひ政府のこの赤字に對する補填として、責任においてなさるべきだと、この石炭鉱業合理化臨時措置法案が通過いたしますれば、それによつてこゝろの被害を、公共団体としてはぜひ別途に予算化していただきたい。こゝろの意味合いからこの審議会の中にぜひ公共団体の代表を入れてもらひたい。さらにはこれと並行いたしまして、この炭鉱のあつたために被害を受けて、鉱害を受けておる人たちの、これはもう偽わらざる農民、住民の叫びでありまして、これも大臣に多分陳情が出ておると思ひます。そこでこの法案に關連して、特にこの被害者の方では、あとで事業団に譲るとはいふたしまして、その当時の買取の對象となる租鉱権あるいは鉱業権者が、果たしてその鉱害に對する積立金といひますか、賠償的なものをその中から納めるかどうか、納めなかつた場合にはどうにもならないといふような心配が非常に出てきておる。その意味合いからそれらの組合の全国の代表である人たちも、ぜひこの審議会のメンバーの中に入れてもらひたい、かように言つておるわけだ。

要約して申しますならば、公共団体の中からも入れてくれ、それからまた労働者関係からの代表も入れてくれ、それから炭鉱の代表も入れてくれ、

くれ、この三つのこれを審議会の中に私は加えて下さいというのを大臣にお願い申し上げますが、大臣ははつきりここで明確に私のお願いしておることについて、心からここに御答弁を願いたい。

○國務大臣(石橋湛山君) この委員は第七十二条に書いてありますように、「関係行政機関の職員及び石炭鉱業に關し學識経験のある者のうちから」云云とありまして、やはり先ほど議論がありましたが、私どもとしてはこういう観点から委員をお願いしたいと思ひます。ですからそれを鑑みを受けた代表、あるいは労働者の代表、何の代表というふうな意味でなく、そういうことの十分公平に裁きのつく、公平な判断を下し得るような人をそれぞれの學識経験者としてお願いしたいと存じております。

○阿具根登君 議事進行について。私もまだ質問は全然してありませんが、相当残っておりますし、小松さんの質問もこれで打ち切りたいと思つておりますが、時間も相当たつておりますので、一応休憩に入つて、午後から審議を再開してもらいたい、こう思ひます。

○小松正雄君 ただ一点だけ今のに關連して。大臣は今の心持では學識経験者というものを中心にして入れたら、かように言われておりますが、今私の三点あげました三代表を入れたからといって、これが審議会の運営の上に支障を来す、こういうことだ、かえつて運営にはあらゆる角度から、こういうことだ、こういうことだということを、學識経験者の中に三名

ほどが入つて、こういうことだ、こういうことだと言ふれば、かえつてスミーズにこの審議会の運営ができるんじゃないか、もしこれがそういう人たちを入れてなかつた場合は、でさう上つてくるその審議会の何といひますか、あなたに対する答申の固めをしようとする中に、非常にそれは支障を来すところがかえつてほんとうに出てくるというふうなおそれ私も私は多分にある。そういう意味において少くとも三十人もの人をもつて構成されようとする大臣の意図でありますから、三人くらいはぜひその中に入れてもらいたいということを重ねてここでお願いを申し上げて、その御答弁を聞いておきたい。

○國務大臣(石橋湛山君) 御意は十分承つて、また委員の任命のときには十分各方面の御意見も伺つて、この誤りのないことを期しますということだけを御答へ申し上げます。

○小松正雄君 私の今お願いしておることを加えてもらへるかどうか、あなたのお考えを率直に、そういうあいまいでなく、小松はそういうふうな言ひけれども、それは何といふても學識経験者以外には入れられない、こういうふうな言ひであるか、あるいはそのうであるなら三人の、中に一人ずつ三人くらいは何か代表的に話し合つた結果加えてみようとか、そういうふうな二つの建前からはつきりした答弁をここでお願いします。

○政府委員(齊藤正年君) 今大臣の御答へをいたしましたことにちよつと補足して申し上げますが、要するに今大臣の御答へいたしましたのは、各方面の利益代表者という形で選ぶのではな

く、學識経験者という立場として出てきていただきたいということを申し上げたわけでございます。今お話しした労働問題とか、あるいは地方公共団体の問題とか、あるいは鉱害の被害者の問題でございますか、こういうふうな問題では、合理化にとつて非常に重要な問題でございますので、そういうふうな問題について十分の知識なり経験なりある人をそれは当然考えなければならぬ、委員会のメンバーとしては、ただそれを各方面の利益代表者という立場で選ぶということになりますと、たとへばまあその団体の決議に拘束されてその立場で固執する、合理化に反してもその立場を固執するというような態度でやられないように、そういう意味でさうに申し上げたわけでございます。

○委員(吉野信次君) ちょっと連記とめて。

(連記中止)

○委員(吉野信次君) 連記を始めて下さい。ただいま阿具根君からの議事進行についての御発言もございましたし、何でもございませうから、これで休憩をいたしたいと思ひます。

休憩前にちよつとお諮りしたいのは、委員外で山本経勝君、社会党の方、それから一松政二君、自由党、この二人からぜひ質問をさせてくれというところでございませうから、だいたい時分も詰つておりますから、なるべくあまり長くならないように、何分々々と区切るということもございませうから、委員長長の希望を付しまして許したいと思います、いかがでございませうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小松正雄君 それは異議ありませんが、時間はある程度制限を言つておいてもらいたい。

○委員(吉野信次君) 承知しました。時間のところまでは委員長におまかせ願ひたいと思ひます。

○海野三郎君 私ずつと控えておいたのですが、質問を相当持つていたので、どうぞそのようにお含み願ひたい。

○委員(吉野信次君) それでは暫時休憩いたします。午後は二時から開会いたします。

午後零時五十一分休憩

午後二時三十分開会

○委員(吉野信次君) これより開会いたします。

○古池信三君 私はこの際當商工委員会に付託されました請願につきまして、請願に關する小委員会における審査の結果を簡単に御報告申し上げたいと思ひます。

昨日、請願に關する小委員会を開きまして、政府関係官の出席を求め、慎重に検討いたしました結果、請願總數三十五件中、採択すべきものと決定した請願は二十四件でございます。

一々の請願の内容につきましては、かねて配付済みの請願文書表によつてごらん願ひのことといたしまして、詳細の説明は省略いたしますと存じます。右採択と決定いたしました二十四件の内訳は、国土総合開発関係のものとして請願第二百六十号、第四百七十七号、第四百七十八号、第四百七十九号、第四百八十一号、第四百八十二号、第四百八十三号、第四百八十四号、第四百八十五号、第四百八十六号、第四百八十七号、第四百八十八号、第四百八十九号、第四百九十号、第四百九十一号、第四百九十二号、第四百九十三号、第四百九十四号、第四百九十五号、第四百九十六号、第四百九十七号、第四百九十八号、第四百九十九号、第五百号、以上九十九件でございます。

また資源関係のものとしてしましては、請願第二百七十二号、電力関係のものとしてしまして請願第五十五号、第四十八号、第四百十六号、第二百三十三号、以上四件。

貿易関係のものとしてしまして請願第二百三十六号、第六百六十一号、第六百三十七号、以上三件。

中小企業関係のものとしてしまして、請願第二百十三号、第九百四十四号、第九百七十二号の三件。

發明振興対策関係のものとして請願第九百五十五号、第六百九十号の二件。

その他のものが請願第六百七十三号及び第六百四十五号の二件となつておるのであります。

これら採択いたしました請願のうち、請願第九百七十二号は、議院の會議に付するを要するものにして、内閣に送付するを要するもの、その他は、いずれも議院の會議に付するを要するものにして、内閣に送付するを要するものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。なお、この際小委員長より、請願審査中に気のつきました点について委員長に対し希望を若干申し述べさせていただきます。

請願の中には、願意の趣旨はおおむね妥當と認められながら、審査の時期の關係で取扱いの困難なものが幾つかございました。たとえば、六月七日受理された請願第七百四十九号、南方向けすきの輸出解禁に關する請願というものがございまして、この願意の趣旨は、針葉樹の輸出解禁措置から除外されたすきについて輸出禁止を解除してほしいというものでありまして、すで

に六月十日、すぎの輸出解禁の実現された今日、この請願は内閣に送付する必要のないものとなりました。

また、五月十三日付で受理されている請願第三百九十六号は、機械合理化資金三億円を昭和三十年年度予算に計上されたことの趣旨のもので、昭和三十年年度予算のすでに決定をみました今日、これを取り上げるわけにはいかなかったのでございます。

このように請願審査の時期の関係上、請願者の希望に必ずしも沿い得ない場合の起りますことはまことに遺憾に存じますので、委員長におかれましては、今後請願の取扱ひに關し、かかることの起らないように御配慮をいただきますようお願いをいたします。

以上、希望を申し述べまして、私の報告を終わります。

○委員長(吉野信次君) ただいまお聞きの通りでございますが、ただいま小委員長が報告されました通り、本委員会が採択いたしましたもの二十四件、そのうち二十三件は内閣に送付する、そういう小委員長の御報告通りの手続をとつてよろしくございますか。

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(吉野信次君) 御異議ないと認めます。そう手続をいたします。

なお、ただいま小委員長からお話しになりました点、委員長としてまことに申しわけないと思つておりました。予算の期日前にきたものは、委員長においてやはりそれに間に合うように、採否は別として、この委員会に皆さんにお諮りをしなければならぬのでございます。まことにうっかりいたしておりました申しわけございません。今後はそういうことのないように気をつける

ことでございますから、よろしく御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(吉野信次君) それでは午前中に引き続き質疑に入ります。

○上林忠次君 今お尋ねしますことは、すでに何回も審議されたかと思ひますが、私欠席しておりました聞いておりませんので、まあ簡単に回答願ひたいと思ひます。

この重油ボイラーの設置というのは、二十八年ですか、あるいは二十七年の終りごろから盛んに施設を行なつたのでありますが、そのときは政府はこれを奨励、勧奨するという程度までの応援ぶりであつたのでありますが、さうやうにして設備された重油のボイラーの施設、これが今度抑制されるわけでありまして、現在施設しているやつもこれを廃止するというところまで強硬な法案が出ておりますが、かような施設の廃止に對しまして何らの弁償、賠償の措置をとつておらん、企業だけでまかない、個人に大きな負担をかけておりますが、これは国民の、われわれ保障されております憲法上の自由の権利を侵害しているのじゃないか、かような点についてはどういう工合に政府は考へておられますか。一方的に国民に犠牲をかけている、これはすでに答弁があつたらうと思ひますが、簡単に一つお願ひ申し上げたいと思ひます。

○政府委員(川上爲治君) これは第四条によりまして「指示」となつておりますけれども、いわゆる勧告でありまして、命令とは違ひますので、命令でありますれば当然これは補償しなければならぬと存じますけれども、勧告でございますので、別段補償する必要はないというふうに考へます。

○上林忠次君 これは何ですか、それじゃすでに設置されているやつが勧告されて、実行しなくてもいいというわけですか。

○政府委員(川上爲治君) これは私の方としましては、勧告でございますので、どうしてもその勧告された者がそれを実行しないということであれば、これはやむを得ないことであるというふうに考へております。

○上林忠次君 それでは業者間に相当不均等な立場で競争させるといふような結果になると思ひますが、すでに設置した業者は大体大企業者でありまして、相当余裕のある企業者が新らしい設備をしようというふうなことで、これから設置しようというものは、この競争に對抗するためにこれからいよいよ始めるといふ連中は新らしい施設を、ほとんどこれは勧告じやないに、新らしい施設ができないというふうになつておりますが、フェアに競争ができないじゃないか。同じ立場で市場における価格の点で競争しようとして、新らしいものはできないのだ。古いやつはいやならやめなくてもいい、現状のまま据えておいていいというところになりますと、まあ商行爲に對してフェアな立場で競争させるといふことができないじゃないか。やるなら強行的に、これはすでに設置されたやつは、この条件に沿わないものは全部やめる、業種別に均等にこれを廃止するとか、あるいは特に輸出品に對して重油ボイラーを据えないと輸出ができないというふうな点は、現在据えてないものは据えなさいというところまでやつてやらないと、立ちおくれの特に中小企業の連中はいよいよ悪条件に立つのじゃないか。

○政府委員(川上爲治君) 強制といふますが、勧告におきましては、中小関係のものは一応除いてございまして、それから私の方としましては、大体大きなものにつきまして、これはコストの面からいきましてその影響がないとか、あるいはその輸出の關係からいいて、ましてその影響がないというふうなものに對しまして勧告をしていくわけでございます。それから現在持つていないものと、それから持つておるものとのつては、相当さういふコストの面から見て開きがあるじゃないか、それは公平ではないというお話しでありまして、これはまことにお話しする通りでございます。その点は私は若干の不均衡があるかと思ひますが、私の方としましては、一面において石炭の合理化、そういうことによつて石炭の価格をだんだん下げていって、そして重油と大刀打ちができるようなところまで早急に持つていきたいというやうな考へを持つておりますので、今先生がおっしゃいましたやうな最初の段階におきましては、不均衡なところがありましても、だんだん不均衡をなくしていくように持つていけば、それで何とか調整はできるのじゃないだらうかというふうに考へております。

○上林忠次君 もう一つ、まあこれから作るやうな人は押えておく、作つておる人は勧告をやめなくていい、その辺が問題である、なまぬきのじやないか。まあ六年間のうちに七十万トンですか、六十万トンの節約をして

いこうというやうな方向も、それではほんとにマッチした計画が完成できないのじゃないか。半面これに對してかわるべき石炭の増産計画も支障を起してくる。やるなら同じ業種、業態と申しますか、同じ種類の業種に對してはボイラーは同じように規制していくというところまでいかなくちやこれは中途半端じゃないか、さういふやうななまぬきのじやないか、さういふやうな勧告だけで、なまぬきの手でやつていくつもりですか、さういふやうな……。

○政府委員(川上爲治君) これはまあ非常になまぬきのじやないかというお話しですが、また一面におきましては、命令によりまして非常に強制するといふこともどうかというやうな氣持もいたします。私どもとしましては、これはもう行政指導によつて何とかしてさういふものに對しましては轉換していくように、もちろん強制はいたしません、さういふやうに持つていきたいというふうに考へております。

それからさつきも申し上げましたやうに、石炭の値段もだんだん下つてくるといふことであれば、石炭を使つてもいいじゃないかといふことになりましますと、そつちの方に自分みずから轉換していくやうになつていくのじゃないか。

それからまた一面におきましては、この重油の全体の数量というものをしめします、しかもそのしめた範囲内におきまして、たとえば六条におきましてはどうしても緊要な用途でありましますか、さういふものに對しては確保

の措置を講じますので、そうしますと
いうとそれ以外の産業につきましては
重油の量が相当窮乏になってくるとい
うようなことになりまうと、勢
い私はどうしても転換の方に持つてい
かなければならぬような状態に追い込
められていくのじゃないだろうかとい
うふうに考えますので、先生のおつ
しやいましたように、これはなまぬる
い点がありますけれども、いろいろな
方面から攻めていけば、結局転換して
いくのじゃないだろうかというふうに
考えておるわけでありまう。

それからどうしても新設しなければ
ならぬという場合におきましては、
これは第二条の第五号のロという
ところで「設備が必要であつてやむを
得ない」と認められる場合であつて、通
商産業省令で定めるとき」ということ
によつて、非常に特別な場合につきま
してはこれで救つてやりたいというふ
うに考えております。

○上林忠次君 まあ先ほど申しました
ように賠償の処置をとつておらぬとい
うようなことで、なまぬるい手を打た
ざるを得ないということになるのであ
りますが、これでは業者間の公平な平
等な競争。立場に立たせるといふよう
な点から見ると、不平等な競争をさ
せるのだという点で、私はその
点もう少し何か政府で思い切つた処置
をとつてもらいたい。果して、現在の
まあ石炭にかえても支障ないボイラー
施設を補償していく、そうして政府で
賠償していくということになります
と、どのくらいの金がかかるのか。予
算がどのくらいかかるのか。

○政府委員(川上盛治君) これははつ
きりした計算は私の方でもしておりま

せんが、少くともそういう補償という
ことを全面的にやりますということ
は、これはおそらく数十億ではきかな
いのじゃないかというふうなふうに考
えられますので、これは非常に膨大な
資金ではないかというふうなふうに考
えます。ただ私の方で大体報告をし
て、そうして転換させる、その程度の
ものだけでも二十億ぐらいは資金と
してどうしても必要だといふふうに考
えておりました、この資金につきま
しては第五条において極力その確保に
ついてあつせんをしたいといふふうに考
えておる次第であります。しかしいよ
いよあらゆるものについて補償する
ということになりますといふと、非常に
大きな金額になつてくるのじゃないだ
ろうかといふふうに考えます。

○上林忠次君 わずか数年間の間にこ
ういふような大きな転換の時期が来た
のであります、通産省としてはどう
いう工合に責任を感じておられるか。
わすか二年あるいは二年半のうちに
せつかく極めて要らざる設備をされて、
これをただで除去しろ、転換しろとい
うような、これに対する責任をどうい
う工合に感じておられますか、どうで
すか。

○国務大臣(石橋湛山君) これはまあ
一貫した行政としてはまことに相済ま
なかつたことであらうと思ひます。し
かしまあ前に重油に転換するといふと
きに、これもあの当時の事情としては
万やむを得ない措置として当時の政府
がやつたことだと存じますから、一
概に非難するわけにはいきませんが、
かよう変化を見通し得なかつたとい
う点は確かに失敗であつたといふこと
を考へざるを得ないと思ひます。

○上林忠次君 さような政府でやつた
施策が失敗だつたといふからには尻ぬ
ぐいをしてもらわなきゃいかんじやな
いか、わずかの資金の融通だけでお前
がまんしてやれといふことでは、政府
としてはあまり不親切じやないか、先
が見えなさすぎるじやないかと思ひ
ますが、この点では私的に遺憾に存
じますが、もう少し政府で補助金を出
すとか、打つ手はないか、それに対し
てはもう少し考へてもらわなくちゃい
かんじやないか、案外それについての
御努力が足らぬじやないか、予算の折
衝なり大蔵省との折衝なり、そういう
ような点をあまりに努力しておられぬ
と私は考へるのであります。もう少し
熱のある、これまでの交渉の結果どう
してもこれしかできないといふよう
な点がありますならばお述べを願ひたい。

○国務大臣(石橋湛山君) これはまあ
今政府委員から答へましたように相当
の巨額に上るだらうといふこと、それか
らまあそれだけじやありませんが、
せつかく転換をしてきたものを強制的
にまた再転換をさせるということとは、ま
あたとえ補償するとしまして、なか
なかやりにくいことではありますから、
そこで行政指導によりまして差しつか
えない、つまり転換が比較的容易であ
る、ある程度の資金をつけてやれば転
換ができるというふうな向きにはでき
るだけ転換をしよう。またそれで
も製品その他の関係からどうしても技
術的に不可能である、困難であるとい
うようなものには、先ほどから修
正案の中にもありますようにわれわれ
してこれを転換させようとはしてお
りませんので、まあなまぬるいとい
ふ程

度でこの際はやつていくのが實際的
であると、かように考へております。
○上林忠次君 勧告だけで、ああい
うななまぬるいことで業者間の競争
を、不平等な立場に立たせるといふ
ような点が大きな政府の責任を感じて
も、わたくしはかんじやないか。も
ちろん重油が、少しでも規制されるの
はけつこうでありますけれども、商社
間としては、これは相当にコストに影
響するのだといふことになりまうと、
これはことに競争場裏にありますが、商
社間では大きな問題であります。さ
うななまぬるいことでやられちゃ困
りますので、できます限り切れるべき
もので、ただ勧告程度、文字は勧告であ
りましても、相当強行してもらいた
い。また必要などころには新設もし
てもらいたい。新しく作るものは押
えるといふようなことはしないように
もらいたい。私どもは商社間の不利な
競争という立場に立つて政府にお願
い申し上げておきます。

○栗山良夫君 まず通産省あるいは修
正案提案者に、どちらが適当かちよ
つとわかりませんので、適当だと思
われる方からお答えを願ひたいと思
ひます。
この法律案で私が非常に運用上心配
しておることは、石炭の合理化法案と
併用をいたします際に将来必ず問題に
なるであらうと思ふことが一つあるわ
けであります。それは先ほどもちよ
つと申し上げましたが、石炭がだんだ
んと燃料計画によりまして増産をされ
て、最終点においては五千万トンま
で一応予定をせられております。そう
しますとわが国の炭鉱の状況から申し
まして、必ずしも高品位の石炭だけが目

標にはならないと思ひます。低品位炭
も当然まねなければならぬ。また国
家資源の愛用の点からいつても、低品
位炭を高品位に安定して出炭をし、活
用するといふことを一つの政策として考
えなければならぬと思ひます。そう
いふ場合に、最近も問題になつてい
る福島の地区におきましては常磐炭
の不況を切り抜けるために、また常
磐炭の低品位炭の安定した出炭を期
待するために、あつこに高品位の大量
火力発電所を設置したい、こういう空
気が地元から起きております。私も
いささかその点については関心を持
ておりますが、おそろくくだい計
画されるような大容量の高品位の発
電所でありました場合には、低品位炭
が使えないわけではありませぬけれ
ども、その低品位炭を無理に使うとい
ふことになりまうといふいろいろな
問題は起きます。そこで重油との
混焼をやりますことが、石炭、重油
をあわせ考へたときに、日本経済にと
つて一番能率的になる。この混焼の度
合いはわかりません。これは純技術的
な問題ですから、私はここで暫々に申
上げませんけれども、必ずそういうこ
とがくるといふことだけは予見でき
るのです。そういう場合にこの法律案
がありますのがゆえに障害になるとい
うようなことがあつてはゆゆしいと思
ひますが、そういうことが絶対にな
いかどうか。

これは一例を申し上げたのであり
ますが、そのほかにも日本の産業界に
はそういうことがあるかもしれませぬ。
私がこの案を見ますといふと、第二
第一項五号のロに「設備が必要であ
つてやむを得ない」と認められる場合

あつて、通商産業省令で定めるとき。」
 というのに当るかもしれないと思ひます。
 そういつたようなものを「必要であつてやむを得ない」と認められる場合」といふような解釈せられるかどうか。またそういうものが通商産業省令の中で、今私が指摘をいたしたような場合を予定をして政令の規定事項とされるかどうか、こういう点についてお伺いをいたしておきたいと思ひます。

○国務大臣(石橋湛山君) この常磐地区における今の低品位炭の発電所のことについては、なお政府委員から述べさせていただきますが、概括論として今のお話のように低品位炭を使うために重油が要するというのは、これは重油規制という、重油はふえるかもしれないが、一方においてそれだけ石炭の需要をふやし、同時に産業も拡大するわけであり、同時にそういう場合にはむしろ重油を混焼するなり何なりすることを妨げるというような考えは持つておりません。おそらくこの今御指摘の五号の口にはこれは当ると思ひます。

○政府委員(川上爲治君) 今大臣がおっしゃいましたように、今御指摘になりましたようなそういうその低品位炭を活用するといふような場合におきましては、これはやはり混焼ボイラーといふような形で重油をある程度使用せらるるにしようとした方がよくはないかといふふうに考えまして、この第二条の第五号の口に該当するものとわれわれは考へております。たとえば新鋭火力、これはどうしましてもある程度油を使わなければなりませんので、こういうものもわれわれの方としましてはやむを得ないことであると、こういう工合に

考へております。
 ○栗山良夫君 御趣旨はよくわかりました。それで私はやはりエネルギー資源の愛用というか、活用というか、こういう広い視野に立つて考へるときには、やはり総合的な運用といふものがないければ妙を發揮するわけにいかないと思う。従つてこういう場合のボイラーを押える法律に對して、通商産業省の各部署が自説を固執して、そうして合的な大局的な見地を従来ややもするといふことがあつたといふ例もないわけではありませんが、そういうことのないように、これは所管大臣である通産大臣が、あなたの監督下にある各部署を常に統轄せられて、運営についてはあやまちのないようにせられたいといふことを私は強く要請をいたしておきます。

それからもう一つ重要な点で何つておきたいと思ひます。通産省に伺います前に、衆議院の修正をせられた点についてちよつと伺つておきます。衆議院の方来ておられますか。
 ○委員長(吉野信次君) ちよつと今要求してゐるのですが、まだ見えておりません。

○栗山良夫君 これが来ておられないと工合が悪いのです。じやまたあとから尋ねることにして、大臣の方に伺ひます。
 この法律案を通読いたしますといふと、やはりポイントになるのは重油ボイラーの設置の制限第二条、それから重油ボイラーの改造の制限第三条、それからもう一つは第四条の重油ボイラーの設置者に対する指示、これがありますが、そのほかに一番重要なのは第

六条の重油の生産業者等に対する指示であらうと思ひます。このたゞいま私が申し上げました二条、三条、四条、六条、このそれぞれの相関的な原案を提出された通産省の考へ方といふものをもう一度一つお聞かせを願ひたいと思ひます。簡単に申し上げます。
 ○政府委員(川上爲治君) 今の御質問は私の方としましては現在石炭と重油の關係につきましては従来から行政指導をやつておりましたけれども、何かこの際に法律によりましてはつきりした線を出していただいた方がよいじゃないか、すなわち重油の分野といふものと石炭の分野といふものを、この際ある程度はつきりしておいた方がよくはないか、それには重油の中での重油の使用の中でボイラー關係についてはつきりすることが一番いいんじゃないか、しかもボイラーにつきましては、たとえば平炉とかそういうものと比べますといふと、輸出關係、あるいはそのコストのうちに占める燃料費の割合といふものが比較的小さくありますので、やはりこの際ボイラーについてはつきりした線を出した方がよろうということでは二条、三条、四条につきましてボイラーについての特別な措置をとつたわけでございます。

それから第六条につきましては、これはこの重油につきまして行政的ないろいろな措置を講じて、そうして一定の枠内でやつてゆくといふようなことになりまして、どうしても値段がある程度高くなるとか、あるいはまた獲得するのに非常に困難が生ずるとか、そういう問題が生ずるわけでございますが、その際に特に緊要な用途等につきましてはある程度値段も適正

価格で、しかも量を何とか確保してやらなければならぬといふ措置をとらなければならぬのじゃないかといふふうな考へましたので、第六条においてそういう措置をとりたいといふことにいたしましたわけでございます。
 ○栗山良夫君 私の質問申し上げたのは、そのことも含むかもしれませんが、この四つの条文のうちで、通商産業省はどこに一番重点を置いておりますか、要するに起案者としてどこに重点を置いて運用せられようとしたか、衆議院の修正案は一つ問題にしないのでいいだきたい。原案提出のときにどこを一番中心にして運用しようとしたか、この点を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(川上爲治君) 私の方としましては非常に深いことを申し上げるようですが、これは二条、三条、四条とも同じような問題でありますので、これも非常に押えてゆきたい。それから第六条につきましても、従来行政指導でいろいろやつておるので、なかなか行政指導だけではうまくゆかない点がありますので、やっぱりその法律のバックを持った行政措置をとりたいといふような考へをいたしたもので、第六条も非常に重要なものとわれわれは考へておる次第でございます。

○栗山良夫君 私の考へ、大体この分折してゐるのは、この第二条と第三条と第四条は、これは重油を最終消費者が消費する場合の規制なんです。だから二条と三条、四条とは性格的に同じなんです。ところが第六条は、最終消費者にまで重油を供給するその過程におけるこれは制限なんです。だから二、三、四条とは全くこれは問題が違ふのです。従つて私が四つの条文を並べてどこへ重点を置かれるかといつて尋ねたから今の御答弁になつたかもしれない。

そこでもう一べん重ねて二、三、四条をひくくめて、これを一つ、それから第六条を一つ、こうした場合に、どこを重点に置いてやられるか、それを伺ひたい。
 ○政府委員(川上爲治君) これはこの法律の名前を重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案といふことにしたわけなんです。これは私の方としましては第六条も非常に重要で、それから二、三、四条ひくくめた条文につきましても非常に重要な法律だと考へますので、何かこれを一緒にしました非常いい名前はないかと思つていろいろ検討したわけなんです。なかなかいい名前が見つからなかつたので、結局このような名前になつたのですけれども、私どもの方としましては、どちらも非常に大事な規定だと考へておるわけでございます。

○栗山良夫君 それでは大体原案提出者の意向はわかりましたが、要するに二、三、四条とこれを一東にして第一問、第六条をそれを對等に置いて第二問とした場合に、どちらも同じウエイトで考へておられる。これ一つあとの質問に関連しますから忘れぬように一つちゃんと覚えておいて下さい。忘れられると困る、忘れないようにちゃんと覚えておいて下さい。
 そこでたゞいまこの法案が公けにせられましたから私のところへも、これは袋に一ぱい入つておりますが、賛成反対の陳情がたくさんきております。

○栗山良夫君 私の方としましては、これは二条、三条、四条とも同じような問題でありますので、これも非常に押えてゆきたい。それから第六条につきましても、従来行政指導でいろいろやつておるので、なかなか行政指導だけではうまくゆかない点がありますので、やっぱりその法律のバックを持った行政措置をとりたいといふような考へをいたしたもので、第六条も非常に重要なものとわれわれは考へておる次第でございます。

○栗山良夫君 私の考へ、大体この分折してゐるのは、この第二条と第三条と第四条は、これは重油を最終消費者が消費する場合の規制なんです。だから二条と三条、四条とは性格的に同じなんです。ところが第六条は、最終消費者にまで重油を供給するその過程におけるこれは制限なんです。だから二、三、四条とは全くこれは問題が違ふのです。従つて私が四つの条文を並べてどこへ重点を置かれるかといつて尋ねたから今の御答弁になつたかもしれない。

そこでもう一べん重ねて二、三、四条をひくくめて、これを一つ、それから第六条を一つ、こうした場合に、どこを重点に置いてやられるか、それを伺ひたい。
 ○政府委員(川上爲治君) これはこの法律の名前を重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律案といふことにしたわけなんです。これは私の方としましては第六条も非常に重要で、それから二、三、四条ひくくめた条文につきましても非常に重要な法律だと考へますので、何かこれを一緒にしました非常いい名前はないかと思つていろいろ検討したわけなんです。なかなかいい名前が見つからなかつたので、結局このような名前になつたのですけれども、私どもの方としましては、どちらも非常に大事な規定だと考へておるわけでございます。

うな要素が非常に大きく作用いたしました。そして、実際カロリー当りでは石炭の方が安くても、重油に執着してなかなか転換が困難である。ある程度強い勧告をしないといふまいというふうな面もあるわけでございます。そのへんはどうも一律にこの通りで、この例でいいますれば、京浜の百十円、トン当り百十円でありますが、これだけ安くなったとして、全部がそれでは石炭に転換するということになりますと、なかなかそういうふうにいかなない面もあるというふうに御了解願いたいと思います。

○三輪貞治君 先にも申しましたように、この数字というのは実に単純に出されているわけですが、石炭の方は計画通りに二割下っております。重油の方は一向に下らない。ところがむしろただ単に輸入関税が復活した場合の値上り五百円だけを見て、実に単純に五百円足して上がる、こういうふうに書かれておりまして、この法律を説明する際には実に都合のいいような資料なんなんです。しかしこの法律の六条はもうろん骨抜きにされましたが、しかし鉱山局長のお考えでは、これは修正をされても実効は上げられるのだ、こういう確信を持っておられるのか。そうするとこの六条の精神というものはやはり将来の緊急用途に對する重油の供給を確保するために必要のあるときには、重油の出荷または販売価格に關して必要な指示をすることができ、こういうふうになつてゐるのであります。今までのいろいろな答弁の中でも C I F 価格と最終の消費者価格との間の大きな開きは決して妥当ではない。もつ

と縮められるのだということを言っておられる。しかもそれが研究中である、ごく近い機会にそういう改正をしたい、こう言っておられる。しかもまだ五年先になってもちつとも重油の方は価格が改善されない、むしろ五百円上るといふ勘定をされている。ここに重油の価格の見直しと国内炭の価格の見通しの間に非常に政治的な操作が加えられておつて、同じベースに立つて考えられていないのではないか。ほかにもちつと重油の値段は下がるファクターはないのか、あるいは国内炭については必ずしも二割のコスト切り下げがそのまま消費者の方に二割影響しないでも、ちつと別なものに吸収されるファクターはないのか、こういうことを考えてみますと、全くこれは算術計算をしたにすぎないと見なければならぬ。その点についてはどういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(川上爲治君) 私どもの方が現在どうしても重油の値段をある程度下げて、そうして事業者のためをはかつてやらなければならぬということ、たとえば漁業向けのA重油、これはほとんど石炭と競合いたしません。そういうものにつきましては極力下げていきたい、こういうふうには考えているわけでございます。それから陸上用のBC重油につきましても、どうしても輸出産業におきまして、そのコストの中に占める原料費が相当大きくて、どうしても重油の値段をある程度下げなければならぬというものにつきましては、われわれが特別な措置をとっていききたいというふうには考えているわけでございます。それ以外、たとえば一般ボイラー、そういう

ようなものにつきましては、私どもの方としましては値をそれほど下げていこうというふうな考えは今のところは持っていないわけでございます。従いましてそういうものに関税をかけることにいたしました。それがそういうものに影響するようにわれわれは行政指導でもつていききたいというふうなもので例を出しましたもの、実はそういうものとの比較というふうには考えておられますので、従来の価格に對しまして大抵五百円くらい上りますから、一万四百円というふうな計算をしているようなわけでございます。

○三輪貞治君 私は今までずっと総合エネルギー対策というものを、資料を見せたいだき、説明を聞き、またこういう法律案の審議に當つて考えることは、何か燃料対策について一貫したもの、そうしてもちつと根本的な検討すべきもの、そういうことが抜けているのではないかとこの感じがしてならないのであります。石油の進出を中心にして、エネルギーの供給構造が変化してくるということについては、これはもう十分に納得もできることである。またこの前参考人の中で佐部教授であつたか、そういうことは世界的な傾向であつて、だんだん、言葉が悪いけれども、石炭はすでにたそがれ産業みたいな傾向にあって、重油の方が上昇カーブをとつていっているのだという御説明がございましたが、私はこの重油と石炭の持つ特殊な性格からして、そういったような一つの大きな燃料の使用分野におきます比率がだんだん變つてきつ々ある。こういうような根本的

なことを見のがしてはならないと思うのであります。だから一時的な重油の消費を規制したからといって、これが根本的な石炭の合理化になると考えたからこれは大へんな間違ひでありまして、おそらく一回の注射は二回の注射を要求し、中毒症状になつて、いつもうるいような人為的な操作をしなければならぬという結果になるのではないか。それでは一番大きな根本は何かというところ、これは栗山さんからこの前要求をされた資料の一番上に付けてあります。一人当りエネルギー供給の問題であります。これが日本では現在一年一人当りのエネルギーは石炭に直して一、一九トンであります。ところが次のページで見ますところの外国の同じ国民一人当りエネルギー消費量というものは、アメリカの七、八四トン、カナダの六、九二トン等と、実に比較にならないくらい大きな数字であります。日本以上の、あるいは二倍以上の国民一人当りエネルギー消費量になっている国がたくさんあるののであります。このエネルギーの一人当りの供給量が一般の産業合理化等につれて上昇していくという一つの大きな産業上の計画がなければ、私は幾ら人為的なことをやつても、またやはり行き詰つてくる、こういうふうには考えるのであります。この表によるところの一人当りの供給カロリー量の上昇というものはまことに緩慢です。三十年代一、一九、三十五年度の完成時においては、一、三六で、ほとんどこれを見るべき上昇はないのであります。こういうところには私は根本的なエネルギー対策の問題があるものであつて、もう少しそういう面が根本的に改革をさ

れて、そういう面期的な計画に基く燃料対策が持たれないのであつたならば、いつまでたつてもこういう人為的な方法を繰り返していなければならぬ。しかもそれは朝令暮改という、好ましくない形で政治的に行われ、しかもこれによつて迷惑するのは国民であり需要者である。こういうことが繰り返されてくるということを憂えますゆゑに、この点につきましては通産大臣から一つ根本的な所信の御披露をお願いしたいと思ひます。

○國務大臣(石橋湛山君) 三輪さんの御質問はちつともでありまして、結局根本対策は日本の全体のエネルギー消費量がふえるというふうな政策を行うということが何につけても根本であります。決してこれを忘れては行かなくて、経済六カ年計画というものもそういうところへ一つ着目いたして実行いたしていきたいと考えておるわけでありまして、しかしさしあつたりの問題として、しからば急激に日本のエネルギーの消費量を今日よりも急速に上昇させることができれば、これは希望としては抱きますけれども、実際問題としてはそう急速に上昇させるということも、私はそういうことを想定することも危険でありますので、そこで私どもとしては、差しずめの方策としては、今の石炭の合理化の問題、あれは一つの措置として重油をある程度規制して、むしろ石炭の使用に對しても、どなたからか、栗山さんからもお話があつたように低品位炭の利用というふうなことに力を注いで参るつもりである次第でありまして、御趣旨はまことにその通りで、私も全く同感であります。

○委員長(吉野信次君) 速記をとめて。
(速記中止)

○委員長(吉野信次君) 速記を始め。
暫時休憩いたします。
午後三時十八分休憩
午後五時四十六分開会

○委員長(吉野信次君) これより開会いたします。
休憩前に引き続き質問を願ひます。
○海野三朗君 大臣にお伺ひしたいのであります。重油を使った場合と石炭を使った場合とは非常にここに違いがあるのです。カロリーの点から申しまして、また実際燃焼してみた場合においても非常に違いがある。違いがありますから、今ここでその重油ボイラーの規制案というふうなものを持ち出したって、水は高きより低きに流れるのは原則でありますから、阻止し得ない。この阻止し得ないものを法案で縛るということはまことに當を得ないものであると私は考えます。それよりも、むしろ私はこれまで再三主張したのであります。関税の問題です。この重油を安く入れておいて、そうして一般大衆に使わせて、重油の使用によつて非常な得があるのではありませんから、きゆう然として、世はあけて重油を使うようになってきたのです。ところが逆にそれを今度は規制しようなんていうことは、関税の定率をそのままにしておいて、こういう法案を出しにしようというものは、私はまことに當を得ないものである。あまたの法案中、これくらい愚案はない

と考へるのであります。この重油のボーラーで重油を使わせないようにしようというならば、何ゆゑに關稅を當りまゑに取らないか。あの關稅定率をやつた時代と違ひまして、その後すての点について重油が輸入については安くなつてゐる。それは政府當局がよく御存じのはずである。それにもかかわらず關稅を免除して、一割の低減をやつて二十六年以来ここにそういうだらしのないことをやつておつて、そして一般大衆に重油を使へばいいといふことはよく知れたつてゐる。従つてこの製品なんぞについても、重油を使つた方がはるかに安く上るので、今日この重油ボーラーの制限をお出しになるその前に、その關稅の定率といふことをやめて、法の命ずるところに従つて當りまゑに關稅をお取りになるというところが、重油を使われないようにする一つの方法であり、それをそのままにしておいて、ただ二分ぐらゐの値上げとか、あるいは六・五割ぐらゐの値上げとか、あるいは六・五割ぐらゐの値上げとか、そういうような姑息な手段をしておられて、今後重油のボーラーを制限されたつて、重油にかゝることはできない。石炭を使へば確かに能率は減退いたします。従つて製品も高くつくのです。これは私がちやうちやうなんなん申し上げなくても、よく御存じのはずであると思ひますが、こういうふうな姑息な手段をお出しになるといふことは、私はあまたの法案中、これくらいつまらぬ、ばかにした法案はないと考へるのであります。いかうにお考へになつていらつしやるか。

評を受ける点も、これはそうおつしやられれば姑息とも言へるわけでありまゝ。しかし、しばしば申し上げましたように、重油の關稅はもう長い間免除になつておゐまして、またこれを使用する面は水産業等の面もありまゝ。その方の關稅をにわかには上げることは影響が大きいので、これは上げたくない。また陸上の部面も、とにかく使われる限りは、今の輸出品に特に必要であるといふような重要な点において、今日ボーラーの規制はいたします。が、依然として使つてもらわなければならぬ方面もございまして、そういう部面の價格を急激に上げるというのを好ましくないと存じましたので、關稅も姑息といふお叱りでありまゝが、定率法通りには今回元へ戻さなかつたわけでありまゝ。規制の方はなほどう無難に一面においてありますが、またしばしば申し上げましたように、ぜひ必要であるといふ部面についてはこれは重油を使うことは必ずしも制限しようといはしておらないのであります。ただ石炭でもけつこう間に合つて、差しかえなないといふ部面については石炭のボーラーを使つてもいい、かように考へましてやつたことでありまして、いろいろ諸般の事情と見合つておりますから、非常にずばりと判り切つたものでございませぬから、なるほどこゝ息といへば息でないとは申し上げかねるのであります。しかしこれは現在の事情においては、この程度のはやり方が突如として即座であるものでありまゝと考へた次第であります。

○海野三郎君 重油を使ひますれば製品の値段も下るのであります。今度石炭をこのままにして使わせるという点、製品が高つくつてののです。そういう点はいかうにお考へになつてゐますか。

○國務大臣(石橋湛山君) 私はその専門家でございせんから、海野さんの方がはるかによく御承知でありまゝ。が、ただいま私の理解するところでは、これはものによりまして、それは重油を使う方が絶対にいいといふものもあることも事実であります。しかし、石炭で差しかえなないものもある。石炭を使へば必ず原価が上る。一律にそうもいへないものだと思へます。

○海野三郎君 それは石炭を使ひますよりも重油を使つた方がすべての点においてよろしいのであります。これはもう私が申し上げないでも常識になつてゐます。それならどれくらい効率があつて、石炭を使つた場合よりも二倍半乃至三倍の効果があつて、そして石炭を燃やしたときよりはアッシュが出ておりまゝから、アッシュを運ぶといふような動作も要りませんから、努力の点においても非常に得をする。それで重油の規制を法律をもつておやりになつても、大勢のおもむくところ、これはもう水が高きより低きに向つて流れるやうなことをせよといふのと私は思ふのであります。それを無理に反抗して法律をもうたおやりになるというところは、ただいたずらに罪人を作るにしかすぎないものである。法の違反者を作るだけであつて、何らプラスに私はならないと思ふ。

それよりも、もう一つ特にお伺ひしたいと思ひますことは、石炭の利用であります。過日も石炭局長からコライトの問題もありましたが、しかしながら、この製鉄事業におきましては、粘結炭といひまして、内地の炭でも相当のところまで利用できるのであります。そのことについての研究が以前にあつておるのだから、少くともその石炭行政をやつておられる通産省は、私からさういふことも前に聞いたならば、なぜ、愛知通産大臣のときも傾聴すると言つておられたのだけれども、今日またその研究者の本人を呼んでよく御調査にならないのであるか、その点も私は通産當局にお伺ひしたい。

○政府委員(鈴木義雄君) お答え申し上げます。ただいまのお話は、田所博士の御研究の、普通炭を急激に乾溜して、それによつて粘結用のコーキスを作る、石炭と同じような効果をおけるという方法かと存じます。この点につきましては、実は直接田所博士をお呼びしておりません。点はあれでございまして、私の方としましては、博士の発表を十分に論文なりデータにおいて研究いたしました。それから同時に、従来のこれに關係あります八幡製鉄所の研究所に連絡いたしました。八幡においてこの方法の研究の結果を聞いております。八幡といひましては、これを研究いたしました結果、相当効果があつたといふ結論は出ております。しかしながら、これは、固きにおいて相当効果はあつたといふ結論でございまして、その時の結論では、潰裂度においてはまだ十分ではないといふふうな結論が出ております。しかしその後八幡といひましては、同じような目的でほかの方法の研究もした。たとえて

申しますと、粉コーキスを利用する問題とか、また技術的の詳しいことは存じませんが、さういふいろいろな技術的な研究もほかにもやり出したといふような状況でございまして、従ひまして、私どもといひましては、さらにこの問題については、非常に興味のある問題でございまして、業界とよく連絡し、さらに八幡その他従来のほかの同様の目的の研究等も勘案いたしまして、さらにこれの研究について考究いたしたい。また国の資源技術試験所等におきましても十分この問題について検討していきたいと、さういふふうな考へておる次第でございまして。

○海野三郎君 ただいまの御返答は、私が申し上げるのは、研究者自身が過去十五年間もやつたのであつて、その事實は八幡製鉄所に聞いて合せて、そのもぬけのからになつたところについて、もうかりはしない。今、彼は高知県の工業試験所長をやつておる、十五年の研究データを全部持つておる。まだ発表しないこともたくさんある。それでありますから、通産省から呼んで、技術的によく検討をして、この石炭の活用といふことにもう少し力をお入れにならなければならぬのではないかと、いうことを、私は去年愛知通産大臣の時に力説した。ところがその後一度もお呼びになつておられない。どうも私はさういふ点から考へますと、この石炭といふものを活用するといふ点について、もう少し通産當局が身を入れておやりになつてもいいのではないかと、私はさういふふうな考へるのであります。が、その方面の担当でおられる政府委員の方に一度その御決意を承わりたい。鉄鋼の方で輸入している石炭

が何十万トンか、何百万トンかあるの
でありますから、その方にこれを活
用いたすれば相当な石炭が役に立
つと私は思うのであります。それをた
だお役所において報告を見るというよ
うな、そういうふうなことは私はい
かん。私はそういう鉄鋼の方の試験を
やって参りましたから、研究は理屈で
ありません。実際やつた人と呼んで
聞かなければいけないでしょう。私は
通産当局の今日までの誠意が欠けてお
ると思うのですが、いかがですか。

○政府委員(齋藤正年君) その点はた
しかに海野先生のおっしゃる通りで
ございまして、われわれの研究が十分
じゃないかとおっしゃられても実は
たし方ないのでございますが、釈明の
意味でも少し申し上げます、この
前、海野先生からお話ございました
ときに、これは製鉄業の原料コークス
の製造の問題につきましては、主とし
て重工業局の所管でございますので、
その方にも話をいたしました。それか
らわれわれの研究機関の方にも話を
いたしました。その研究の結果が、今、重
工業局長からも御説明いたしましたよ
うに、田所博士の御主張なり何なりは
一応見て、それから田所博士の理論と
か、その後、八幡である程度試験も実
際にやってみたその結果が、どうも全
面的に今のところ精結炭に切りかえ得
るほどの効果は、今までやつた結果で
は上っていないというふうなところの
一応の結論がございまして、そのま
まになっておつたわけでございますが、し
かし、なおそれだけで一応満足しない
で、それ以外に本人から直接伺ひい
れば、もっと何かデータがあるかもし
れんというところは、まことにござい

ともでございますが、今までのところ
一応それで通産省の所管する範圍の技
術者なりあるいは業界の技術者なりの
一応の結論がそうなっております。た
のめですから、そういう措置をとつたの
であります。なお今の海野さんのお
話のように、研究者の御本人はもつと
ほかに何か材料をお持ちかもしれない
ので、そういう面につきましましては
後もつと積極的に接触をはかりまして、
何かそういうものがございまして見
せていただきたいと思います。よろしく
お願いいたします。

○海野三朗君 その石炭の研究をやり
ました田所博士を呼んで、よくその
報告をお調べになる御決意がありま
すか。

○政府委員(齋藤正年君) さようにい
たしたいと思ひます。

○海野三朗君 先にお話からお伺ひ
いたしましたことにつきましてです
が、関税免除の理由です、これは海
上運賃は下つておるのです。関税を免
除したのはフレートが高かつたために
あつたんでしょう。一番初めは、現在
は当時から見ますと四千円も下つてお
る。ペルシャ湾から日本まで運ぶ場合
にしましては四千円も下つておるの
に、関税免除の意味がない。それを一
べん下げたからといって、ずつとそれ
なりにやつて……上げるほうは、だれ
だつて上げてもらいたく思ひません
よ。今日石油精製会社のほうは、この
報告にも出ておりますが、ほんとう
に油太りしている。精製会社はこれは
外国資本が過半数入つてゐるんです。
そしてしかも油太りしている。もつと
関税をかけて、そして値を上げな
いように、行政措置でできるのです。
私はそういう点をそのままにしておか

れて、今日の石炭の苦況、それをお考
えになるというところは、片手落ちでは
ないか。もつとそういう点に対して通
産大臣は、はつきりした御決意を私に
してもらわなければならぬと、こう
思ふのであります。二十六年の十月
には六千円のもの、三十年には二千
円、四千円の開きがあるのですから、
関税一割くらいかけたつて困りやなし
い。それからまた、ある会社は積立金
だけ二十六億も持っている、もうけた
現金が、そういうふうな油のほうの公
社がほろいもうけをして太つておるの
に、石炭のほうは困つてきた。ところ
がそれを合理化法案を出してやられる
というふうなことは、たとえば今申し
ました重油のボイラーの場合につきま
してもそうでありまして、関税につ
いてもそうであります。関税は急に上
げられないと今おっしゃつたんです
が、立法の府にあるわれわれといはし
ましては、法律できまつておることを
なぞ実行できないのだらう。もし実行
しないのならばその法律を改めたらい
いでしょう。私は法としてきめた以上
は、これはあくまでも実行するのが原
則であると考えて。通産大臣はいかよ
うにお考えになっておりますか。

○國務大臣(石橋湛山君) 仰せごもつ
ともでありまして、なるほど関税を免
除した一つの事情は、輸送費が非常に
高かつたということが理由であると聞
いておりますが、これは現在の石油の
状況で申しますと、関税をかけてその
関税をどこで負担するかという問題
は、これは税金の問題はいつもむずか
しいので、はたして輸入業者、精製業
者がそれを全部負担するか、それとも
消費者に転嫁されるかという問題は、

やはり需給関係の上から考えなければ
なりません。私も、できるだけ精
製業者がこれを負担をして消費者に行
かないようにしたいと努力はいたしま
すが、しかしながら一応現在の事情か
らいうと、普通の考え方からいへば消費
者にかかってくる公算が多いのであり
ます。こういうことでありますから、
今までの石油が安かつた、安すぎた
というところは、あるかもしれません
が、しかしながら急激にここで石油の
価格に変動を与えることも、また産業界全
体的の上から申しますと必ずしも好まし
いことじゃない、かように考えまし
て、まず徐々にやるべきものだ、かよ
うに決断をいたしまして、今度のす
でに御審議を受けましたように関税の措
置をいたしたわけであります。

○海野三朗君 私は今お伺ひいたしま
したのは、国法でもつてきめてあるも
のをなぞこれができるのか、それを
徐々におやりになるというふうな考
えは、私はこの点については不満に思
うのであります。国法できめたので
あるからして、これを実行しない……
二十六年以来、今年一年今年一年と
いつて皆一割ずつ関税を免除してきて
いる。それくらいであるならば、ちや
んと法律を改めたいでいいでしょう。
法律を改めていきなさい。法律が厳格
している以上はこれを実行ならなけ
ればならぬのじゃないか。それから
また、一割の関税をかけたところで、
生産の品目にどれくらい響いてゐる
かと申しますと、非常にわずかなんで
す。値上りは平均一割もいってござい
ません。そうしてこの関税の問題が起
るという、専門に関税を上げること
に対して反対の仕事にばかり従事してい

るものがあるのであつて、その会社の
名前を出しているから、ぶつかつて
みると、さほどに考えていない。各会
社から金をもらつてそうして関税を上げ
ないことの運動ばかり専門になつて
やつてゐるものがある。私は、はなはだ
これはよろしくない現象であると思
ふのであります。法律できまつてい
ることをこういうふうにかけないとい
うことは非常に重大であると思ふ。
立法の府にあるわれわれは断じて承認で
きないことである。しからば、この法
律できめたやつを減税するくらいであ
るならば、一般の勤労大衆の税金を安
くしたいでいいでしょう。私はそう思
ふのです。それで、法律できめた以上
は、これをどうしても実行するだけの
御決意を通産大臣に望むのであります
が、通産大臣はそれは徐々にやると
いうふうにお考えになつていますが、
つとめて近い次の機会にもこれを実行
しようというお考えがありますか。そ
の御決意を私は伺ひたい。これは戻
すべきものとお考えになつておりま
すか。

○國務大臣(石橋湛山君) なるほど定
率法があるのですから、それをまとも
に実行しろというお説はごもつとも
思ひます。しかし、ことし特にその定率
法の通りに戻さなかつた理由は、先ほ
ど申しました通りの事情でございま
す。これは一年でございまして、当
然来年はまた改訂をしなければなら
ん。そのときに定率法に戻すか、それ
ともお話のように定率法をやめるか、
そういうことも一つ検討いたしまして
決定をいたしたいと存じます。

○委員長(吉野信次君) この際委員外
議員の一松君に。

○委員外議員(一松政二君) 私が過日
本会議で質問をいたしました関係上、
一応委員外議員として発言をお願いを
したわけですが、それに許可のありまし
たことを私は改めて感謝したいと思ひ
ます。

石炭が基幹産業である、基幹産業で
あるから、これが非常に経営困難に
陥つておるから、これを合理化しある意
味において救済しなければならぬとい
うのが、大體の御趣旨のように承わつ
ておるのでありますけれども、一体、
石炭業は過去においてなるほど増産そ
の他で政府が世話をやいた時代もござ
いますけれども、朝鮮事變があつたり
その後の模様を見ると、支那事變が
起つて以来、石炭は不足の時代ばかり
を経てきて、石炭の余つた時代はなかつ
た。昭和三年から昭和十年ころに至る
までが石炭がますます余つて、当時捨て
場に困るというような形容詞をつけたけ
ればならぬほど苦境にあつたのが石炭
産業だ。私は九州でボタ山が崩れて災
害を引き起したように、ほとんど九州
ではボタ山を改めて掘り直して、そう
して石炭を掘り出して、かなり産をな
した人もたくさんあるはずなんです。
私はそのときに、なるほどもうけたら
所得税でとつておるからいいというこ
ともありますけれども、もうけたとき
は、もうけつぱなしで、そうして困つ
てくると、すぐ政府に何かいろいろ理
由をつけて救済策を業者がもつてくる
ということについては、根本的に私は
納得のいかぬ考えをもっているのだと
ありますが、石炭は大體基幹産業とい
ふ概念を、これを持つべきか持つべから
ざるかということに対して私は疑問が
ある。イギリスあたりでも石炭産業は

あの輸出をしておつたのが、イギリス
の実情でありますけれども、今日は輸
入国に転落してしまつて、そうして重
油と電氣の競争に石炭が負けておる。
各国ともにこれは負けつぱなしになつ
てゐる。それは結局産業の自然の移り
変りなのであります。日本でも、私
どもがまだ世の中に出たころには、生
糸は輸出の大宗として、日本じゃ何も
かもおいて生糸だ生糸だという時代も
あつた。それから、その次が紡績業
で、私は第一次欧州大戦のあとには、
かなりクロード・アップしたと思うの
であります。石炭は従来の考えのよ
うに、基幹産業と考えることに多少の
無理が出てきてゐるのではないと思
うのですが、その点は一応大臣から承
わつておきたいと思ひます。

○國務大臣(石橋湛山君) 産業に移り
変りがあることはお説の通りでありま
す。石炭がほかの重油その他のエネル
ギー源に逐次浸蝕されてゐるというこ
とも事実であります。しかし、さ
りとして英國においても今や石炭を
輸入してやつてゐるのですから、石炭
が不用になつたわけではないと思ふ。
日本においてもやはり石炭というもの
は現状においては相当重要なエネルギ
ー源でありまして、やはりこの価格を
合理的に引き下げ得るものなら引き下
げてやる。またこの産業が健全な形に
なるものならしめてやるという必要は、
私は依然として存在すると思ひます。
今までは石炭業者がうまいことを
して、まづいときになつて云々とい
う説もありますが、これは見方で、そ
ういふ点も確かにあつて、非難に価す
る点もございまして、しかしながら、
戦時中はずいぶん無理な掘らせ方をし

た。また戦後においても、戦争の直後
においては、これは、ああいうどさく
さで一時期年産二千万トンもむずかしい
ということになりましたときに、これ
は当時私はやはり当局者でありまし
たが、これは相当金も注ぎ込みまし
たが、無理をして掘らせたとはいふや
うなことで、ずいぶん国家の要請に応じ
て、特に山を荒らしたという点もある
だらうと思ふのです。ですから、これ
は石炭業界から言へば、国家のために
奉仕して非常なひどい目にあつてきた
のだと言われるのであります。ま
た朝鮮ブームころからの後のことを申
せば、これは石炭業者はうまいことを
した。これも見られますから、相當議論
の余地があるところと思ひますが、私
はそのどつちもその極端に考えずに、
やはり石炭業界もずいぶん国家のため
に犠牲を払つてきておる点も、これは
認めなければならぬと思ふのです。そ
れは一時期もうけた、けしからぬとい
うことも事実であります。しかし、し
ながら現状においては、先ほど申しま
したように、とにかく日本としてはま
だ石炭業を捨てての時期ではない、か
うに考えましてこの法案を出したので
あります。

○委員外議員(一松政二君) 石炭が捨
てられるものでもなし、幾らエネルギ
ーが原子力その他でできましても、石
炭が相当のエネルギー源であることに
間違いないのは大臣のおっしゃる通り
です。であります。私は産業を政府
が施策をされる場合に、放つておけば
倒れる、なくなる。これはなくなりつ
こもない、倒れつこもない、倒れる倒
れると言つて倒れたことはない。しか
し中には一部倒れたものもあります

が、その多くは金融によつて倒れる。
だから、金融の措置によつてしばらく
時をかせて、そうして自力更生をさす
のが私は本筋のように思ふ。過去にお
いては私どもは、欧州第一次大戦のあ
とのいろいろな過去における施策を見
ても、金融的に政府はめんどろを見て
おるが、それでやはり結構立ち直つて
きてゐるのであつて、あまり産業の苦
しいということを経営的にそのまま受け
取つたといへば、またそうじやないと
おっしゃるかもしれませんが、國家が
あまりに合理化とかあるいは保護の手
を差しのべることは、安易な考え方
と私は申し上げたいほどあるのだ
と私は申し上げたいほどあるのだ
と私は申し上げたいほどあるのだ

日本の産業界がいわゆる拡大均衡、日
本の財政が拡大均衡に向う場合にはま
た姿が變つてくると思ふのです。であ
るから、本来からいふと、その期間の
苦しい間の健全なる会社は、私は金融
的に措置をやる方が、将来を助かすゆ
えではなからうか。この法案の精神
はそこにあるのかもあらぬが、日本の
今の國民の考え方、もつと、まあベ
ルトを締めるということをよく言つて
おりますが、日本人のベルトがゆるん
でゐることは、われ人ともに認めて
いるところだと思ふ。その方が先で
あつて、それを先にやつて、しかるの
ちに救済策を考えるのが筋じやなかろ
うかと思ふのですけれども、その点に
對してはいかがでしようか。

○國務大臣(石橋湛山君) 國民の気分
が全体にゆるんでおる、産業界の気分
もゆるんでおつて、何かといへば國家
の救済を求めるといふ氣風が相當強い
ことは、もうあなたと同じようにはな
はだ憂うべきことであると思ひます。
しかし、これは全く同感であります。
しかし、この案も石炭産業を単に救済
しようというのではなくて、今のお話
のように、この際の一時的困難を
逃れるためには、石炭業界からも、か
ねて言われてゐるようによ、それは一時
の救済融資をすれば、それでもいける
かもしれないが、私どもの考えはそ
うじやなくて、この際どうしても日本
の石炭産業を活かす、そして日本の石
炭というところにかく国内にある最も大
きなエネルギー資源を活用するために
は、石炭産業を若返らせる必要があ
る。同じ金を出すならば、その金に
よつて今後の石炭産業が若返るよう
にすることがいいのじやないか、かよう

日本は、その多くは金融によつて倒れる。
だから、金融の措置によつてしばらく
時をかせて、そうして自力更生をさす
のが私は本筋のように思ふ。過去にお
いては私どもは、欧州第一次大戦のあ
とのいろいろな過去における施策を見
ても、金融的に政府はめんどろを見て
おるが、それでやはり結構立ち直つて
きてゐるのであつて、あまり産業の苦
しいということを経営的にそのまま受け
取つたといへば、またそうじやないと
おっしゃるかもしれませんが、國家が
あまりに合理化とかあるいは保護の手
を差しのべることは、安易な考え方
と私は申し上げたいほどあるのだ
と私は申し上げたいほどあるのだ
と私は申し上げたいほどあるのだ

に考えて、いわゆる合理化をやる、
こういうわけでありませう。

○委員外議員(一松政二君) あとごく
わずかでありますが、石炭鉱業を若返らせる
のは、結局縦坑を掘るといふことを意
味していることだと思ふのですが、日
本の石炭鉱業、いわゆる炭連で、いわ
ゆる縦坑を掘り得る会社なり、それか
らそのいわゆる掘区といふものは、
ほとんどどうも限られていゝと思ふ。そ
の場合に一番問題になるのは、労働問
題でございますが、今までは、これは
私の意見になりますから、私は別に通
産大臣の答弁を必要といたしません。
御参考までに聞いていただければけ
っこうでございますが、いわゆる粗屋の
炭田における元海軍の新原炭鉱を鐵道
が引き受けて、つい一昨年ころまでに
縦坑を掘ったわけですが、私もそれは視
察いたしました。それでコストが安く
なつておるかというところが全然安くなつ
ていないのです。それでなお掘った縦坑
がある意味において全然むだになつて
おるといふことも差しつかえないような
状態になつてゐるのを、われわれは、
はなはだ遺憾に思ふ。もしこの合理化
法案によつて巨額な金を投じて、もし
そういうことであつたならば、私は大
へんだと憂へてゐる。そういう問題
は、ひとえに労働問題に従業員諸君が
これに協力してくれるかどうか、あえ
て犠牲を甘んずるかどうかが、要する
に、その掘区の中にいろいろな、非能
率は斜坑を掘つて、そうしてそこを
ことごと歩いて行つておるのですから、
實際かかる時間は多くなる。で、縦坑
を掘つて、中に車でもつければ早く行
けるし、運搬の能率もいゝわけであり
ますが、集中生産を考へておつて

も、労働の集中に非常に手を焼いてし
まつておるのでございます。そこで、
日本のいわゆる大会社の大きな炭田
の、しかも厚い炭田で、コールカツタ
ーで仕事のできる炭鉱で、ほんとうに
能力にふさわしいような労働態勢と、
それから不良な掘区なり、あるいは同
じ掘区の中の不良な坑口を皆閉鎖して
しまつて、そうしてそれに集中的に掘
るようなことがやれなかつた場合は、
かけた金だけがむだになるということ
なのでございます。私のおそれている
のはそれが一番でございますから、ど
うぞそのことがほんとうに合理化にな
るように、従業員諸君の全面的な協力
が得られるように一つ御心配を願いた
い。私はそれだけ一つ申し上げてお
くことと、もう一つは、さつき私は海
野さんの重油あるいは油のことにつ
いてお話を承りまして、まことにその
通りだと思ふ。今日重油が、まあ石油
が世界的にはほとんど余る傾向にある
のに、たゞさん出で、こいつは当分少な
くなりそうにない、世界的に供給がむ
しろ過剰になつても過少になる傾向は
まずないように見られるので、列国と
もに燃料にほとんど石油から重油に移
りつつある。これが先ほど海野さんが
時代が逆行だと言われた大きな原因だ
と思ふのです。それで私は、それが逆
に不経済であつて、高くつく方にか
わつていつておることは、海野さんと
同じにはなはだ遺憾に思ひます。そう
いうことでなしに、石油がその競争に
たえ得るような方向に私は持つていつ
てももらいたかつた。そうでないと私は
その時代進行のような気がしてしま
う。それと私は、もう一つだけ申
し上げておきたいと思ふのは、これは

本会議でもちよつと指摘しましたよう
に、通産省の総合エネルギー対策の中
で、重油の規制について非常に腑に落
ちないことがあるから、これは一つ事
務当局から承りたいたが、なぜあの
口の消費を増加させて、あの小口の重
油、ポイラー規制法で七十万トン、そ
れから何か家庭消費その他小さなこ
ろの消費の百万トンといふところの
のを削ろうと思ふのか、私にはそれが
非常に了解に苦しんでおるところなん
です。それから大口の消費、鉄鋼業な
どにおいて、あの中塊の発生炉によつ
てそのガス発生炉を使つて、石炭を
使つて、たしか戦時中は重油がないの
ですから、石炭に全部かかつていたに
違ひない。それで昔も発生炉を使つて
おつたのですが、発生炉よりは重油の
方がまた効率もよし、安くも上るし、
取扱ひもいゝから、当然石炭から重油
に替つてゐると思ふ。その方の消費は
そのまま増すことを認めて、なぜ小
さい方の中小企業にしわ寄せするよ
うになつたのか、これは事務当局から
一つ承りたいた。

○政府委員(川上爲治君) 大口の工場
につきましては、特定の炉につきまし
ては、これはだんだんふやしていくと
いう考へを持つておるわけございま
すが、それはやはりその特定の炉につ
きましては、どうしても輸出に相当の
影響を持つておる、また重油でなけれ
ば温度その他の点からいきまして、
石炭よりも重油の方が実質的に見まし
ても非常にこれは違ふといふ点、それ
から将来の産業の伸びという点から言
ひまして、どうしてもこういう特定
炉につきましては、ある程度今後にお
きましては重油をふやしていかなく
ばならぬといふわけでございますが、
しかし大口工場につきましては、たと
えばポイラーといふようなものにつ
きましては、これは相当削減していく
という考へ方でございます。たとへば電
力につきましては、将来若干これは現
在よりも切つていく。それからセメン
トにつきましては、現在よりもこれま
た相当切つていくという考へでござ
いまして、輸出、あるいはその技術的に見
てどうしても重油でなければならぬ
という方面だけは、だんだん今
後の産業の伸びにつれて、それだ
けふやしていくけれども、大口のポイ
ラー、大口工場のポイラーといふよう
なものにつきましては、これは削減して
いくというわけでございます。

それから私どもの方としましては、
小口に「しわ」を寄せるというやうな
考へはないわけでございます。こ
ういふものにつきましては、これは特
にその微量需要につきましては、これは
特に私どもの方としましては、特別に
勧告なりそういう措置はとらない考へ
であります。これは法律にもはつき
りその点は、うたつておりますけれど
も、しかし、たとえばビルであります
とか、そういうもののについては、な
るべく石炭の方へ転換できれば転換し
てもらうようにやつていきたいといふ
うに考へるのでございます。今申し上げ
ましたように、大口につきましても
二通りあるわけでありまして、一方は
だんだんふやしていかなければなら
ぬ、一方は削減しなければならぬ、こ
ういふやうなふうに考へておるわけ
でございます。

○委員外議員(一松政二君) 今の答弁
を伺つておりますと、直接的に輸出
産業なりあるいはそのコストに影響す
る燃料、熱量はこれを増加するが、間
接に影響ある方は切るといふやうに聞
えるのですが、ところが、この物価体
系といふものは、いわゆる国民の生活
費が基本になるはずなんです。労銀に
したつて何にしたつて、すべて生活費
です。生活の合理化運動といふものを
今お互いに考へて生活を切りつめる、
あるいは生活の、われわれのやり方な
りあるいは浪費を防いだり、もつと合
理化して、そうして、しんぼうしてい
くといふことが、今後まあ問題になる
だらうと思ふのですが、私は、間接の
ものは輸出に直接差しきりはないよ
うなお考へ方は、私はちよつと納得が
いきかねる。いかに、まあ通産行政
の中で為替の問題などいろいろ御苦
勞なさつておるだらうと思ふけれど
も、この生活費が、国民個人の各自の
生活費が即日本の物価なんだ。端的に
ただ一つの商品の、直接のそのポイ
ラー部門なりあるいは発生炉の部門だ
け御覧になつて、それが安くつくから
といつたつて、私は日本の物価体系が
それで安くなると思ひません。それ
は、そのとき限りにおいては、その商
品ではいいかもしれませんが、その商
品が結局は日本の全体の物価というや
うの問題になつてきておる。そうし
て、このコストをなすものはお互いに
結局働いて、そうしてわれわれが、日
本国中の九千万人の人間がお互いに
食つていくことなんです。食つて
いく費用が安くなれば物価は下
りやしないですよ。それが結局は輸出
にはね返るのであつて、家庭用である
とか小さなものは石炭に置きかえ

て、それが輸出の産業にはね返らぬとお考へになつておるやうに聞えるのですが、そうですか。

○政府委員(川上爲治君) 私は、そういうものがね返らないということを書き言っておるわけではありませんけれども、問題は、影響するところがどの程度であるかという、その程度いかによつて、これはやるべきじゃないかというふうに考えるのであります。従ひまして先ほども申し上げましたように、鉄鋼関係の特定な炉、これは温度その他の点から言ひましても、どうしても重油を使わなければならない。それからまたコストの面におきましても、その燃料費というものが相当大きなウェイトを持っているというふうなものにつきましては、これは私は石炭よりも重油を使わし方がいいと思うのですけれども、しかしコストの面においてそれは大きなウェイトを燃料費として持っていないというふうなものにつきましては、しかもそれは直接輸出に対して非常に大きな影響は持っていないというふうなものにつきましては、これはやむを得ないけれども石炭の方を一つ使ってもらいたい、こういうふうなふうに考えておるのであります。今、先生がおっしゃいましたように、いろいろなものに對してこれは間接に影響のあることはこれは事実でございますけれども、ここはやはり、非常に影響の大きいものと、それほど影響はないものと、こういうふうに分けて、影響のないものにつきましては、極力これは石炭を使わせるようにすべきじゃないかというふうにわれわれは考えておるわけでございます。

○委員外議員(一松政二君) それじゃ

○委員外議員（一松政二君） それじや

議論になることはやめますが、私は石炭を合理化するために、今の政府委員の話の聞くと、結局国民生活なりある

きます。きょうはそれで私は終つてお
きます。ありがとうございます。

○山川良一君　ちよつと今の質疑応答

の中に、この二法案を掲げます。について、根本問題に触れる問題があったと思う。それは炭鉱業者が困っておるか助けてくれというようなことを言ってきたから、これをやるのだというふうな意味だったと思うのです。それに對して通産大臣は、見ようではそういう見方もあるがと言う。人がそう見てゐるのか、通産大臣も見ようではそう見えておられるのか、その辺が明確でなかったのです。で、私は、私のことを言つて、はなはだ相済みませんけれども、大東亜戦争の始まる前の十六年にも、石炭統制令で引っぱり出されて、戦争中の石炭行政に参画してきたのであります。その關係で終戦直後に司令部に引っぱり出されて石炭対策を協議したことがあります。そのときに大体われわれの主張がいれられまして、それが基礎になつてその後の石炭行政が運用されたとは私は思っております。と言うのは、その後も公私いろいろの立場でありませんけれども、しょっちゅう司令部のある限り引っぱり出されたり、こつちから押しかけて行つたりして、石炭行政のことを論じておりました。したし、また政府で重要問題を決定される場合には、私は差しつかえない限り呼びつけられてその議にあずかつております。それですから、その歴代内閣がどういふふうな政策をどういう考えでとられたか、まあ私は知っているつもりであります。でありますから申し上げますが、それからなおこの法案については、大体こういう骨子ができ上るまでには石炭産業に従事しておりましたから

経過を知っておるのでありますが、石炭産業の方で哀訴歎願したことはありません。むしろ今でも反対であります。

これをやることになったというような御質問でありましたが、それについて大臣はどうお思いになりますか。石炭

業者が哀訴歓迎したからこれをやろうと考へておられるのでありますか。あるいは二、三日前に参考人を呼びましたときに、町村の代表の者が、國家の罪ほろほしのような形で跡始末をしなればならぬということを繰り返して言つておりました。私は國家自体だけの跡始末と思つておりません。けれども私が言うのではなしに、鉱業市町村連合会の代表者が言つたように、そういうことがあるのであります。ですから、まあ國としてそのことをやるべきだという見解でお出しになったか。それとも業者が頼んだからおやりになったか。その点について一つちゃんと御答弁願ひたい。それがないと私の法案の審議にちよつと私は考へ方が別個になつて来ると思ひます。

○國務大臣(石橋湛山君)　お答えいたします。私どもは石炭業者から、誰から哀訴歓迎されたからこの法案を作るというようなことはしておりません。これは國家のために、それは石炭業が困つてゐるのも事實でありますから、いろいろの中小炭鉱等から種々な救済措置を頼まれたこともありましたが、それはそれとして、とにかく石炭業全体を生かすということが國家のために必要だ、こういう観点からこの法案を作つたわけでございます。

○海野三朗君　私が今大臣にお伺ひいたしたいのは、つまりこの石炭行政に対する政府当局の無能であつたということと、それは何であるかというのと、西独は、豊富な石炭資源を持つて、そうして反対にこの石油資源に乏しいわが國

て反対にこの石油資源に乏しいわが国

しておいて通産大臣の運用自在に、需給の調整、価格の調整をやることになりまうと、これは大変危険であるといふことで、修正案のような修正を必要とする結論になったわけでございます。

○栗山良夫君　そうしますと、もう一度端的に表現すれば、衆議院の修正された意向というものは、第六條は重油のボイラーの設置制限等については直接関連がないので、本来なら要らない条文だ、こういう意味ですか。

○衆議院議員(内田常雄君)　正直にそのような考え方もございました。しかしこれに對して、この法律は、二條、三條あるいは修正された四條におきまして、重油をどこまでも押えつける法律である、これはその通りで、たとえば四條の、いろいろな基準等を設けて運用する条項におきましてもその通りであります。ところが重油に関する行政というものは、押えつけるだけが必要で、能てはなしに、押えつける反面において、たとえば水産用の重油でありますとか、その他、どうしても競争の円滑をはかるために、政府が行政的な努力をするのが、適当な面もあるのでありまうから、そこで五條までの押えつける面と関連をしまして、一種のサービス規定と申しますか、政府の行政の心がけの規定としてこれを残したわけでございまして、立ちましたついでに、ちよつと私の考え方を申し述べさせていただきますと……

○栗山良夫君　よろしいです、時間がありませんから。

そこで通産省に伺いますが、通産省は、第六條を起案せられたときのお考えと、衆議院で修正せられたこの第六條の規定と、二つを比較いたしましたし

て、もちろん原案が通産省の考へておられることを率直に行政に移す場合に一番いいという考へのもとに、おやりになつたと思ひます。思ひますが、そういう考へ方からいたしました場合に、衆議院の修正案で十分に原案の考への考へを行政に移すことができるかどうか、その考へを伺つておきたい。

○政府委員(川上爲治君)　私も同じくしては、従来の行政指導の経験からいたしまして、原案の第六條がどうしでも必要である、いろいろ検討しましてこういう規定を入れたわけでございます。受けたのでございまして、この衆議院の院議に對しては、われわれとしては十分尊重してやらなければならせんけれども、結局、今、内田先生からもお話がありましたように、政府原案の第六條であります、どうもいろいろなこと需給調整的なことをほんぽんやることになりはしないだろうか、それはまた非常に困るのじやないだろうか、しかもその審議會等にもかけないで政府の方ではほんぽんやるということとは、これはどうも行き過ぎではないだろうか、そしてこういう修正になつたと思ふのですが、結局この修正におきましても重油のワツというものは、これはどうしても全体的に縛られますので、そのためにどうしても必要なところの數量が確保できないという面が出てくるかと思ふのであります、そういう場合におきましては、修正された第六條の趣旨としましては、政府としては、なるべくあつせんとかそういう

ことをやつて、一つそれが円滑にいくようにしてもらいたい。そして原案の第六條的なことはよくよくのことになければやつては困るというふうな私どもはとつておるわけでありまうので、私も似たし、ましては、その趣旨に應じまして、第六條を運用する場合におきましては、極力あつせんとかそういうふうな方法によつて數量を確保し、あるいはその価格を安くするよう持つていきたいというふうな考へておるのでございまして、どうして、それで、なかなかうまくいかない場合におきましては、私は、やはり価格についても、數量の確保について、最後的にはそういう勧告なり指示なりをしなければならぬかと思ふのであります。そういう点でも含めて六條においてはこういうふうな修正をしたものと私どもの方では解釈いたしましたわけでございます。

○栗山良夫君　通産省のお話だと、そして、衆議院の修正は一応修正として、この法律案の期待しておるところの目的を達成する場合には、万やむを得ない場合には第六條起案当時の考へにのつて行政を行うこともまたあり得る、こういうお話だと考へますので、その点は了解をいたしました、しかし衆議院の修正案の精神というものは、今の通産省の考へとは大分開いたところ違ふようです。

もう一ぺん重ねて伺つておきます。この法案が重油の最終使用者であるところの方々の自重を要求して、重油の使用量を規制をして、そして石炭合理化の法案と相並んでエネルギー資源の総合的な調整をはからうということにあるわけでありまう。従つて第二條な

り第三條、第四條、こういうところに規制があるわけだ。従つてこれを逆にとれば、第二條、第三條、第四條で重油を使う設備というものが規制をせられるわけだから重油の必要な量というものは自動的にきまつてくるわけだ。従つて業者というものがほんとうに国策に殉じて協力をするという意思であれば、第六條の規定は必要はないと思ひます。ところが、ただいまの重油の需要の旺盛なところから見ますと、二條、三條、四條の規定というものが果して誠実に守り得るかどうかというところには私は問題があると思ひます。これは今までいろいろな、重油に限つたこととやありません、そのほかの産業界の動向を見ても、なかなかそう都合よくいくものではないと思ひます。たとえば最近問題になつておる綿業の操短の問題にしても、なかなか通産省が行政指導をして考へておるような工合には行つていません。その他、砂糖の問題にしてもいろいろあるで

うしますと、衆議院の修正は一応修正として、この法律案の期待しておるところの目的を達成する場合には、万やむを得ない場合には第六條起案当時の考へにのつて行政を行うこともまたあり得る、こういうお話だと考へますので、その点は了解をいたしました、しかし衆議院の修正案の精神というものは、今の通産省の考へとは大分開いたところ違ふようです。

もう一ぺん重ねて伺つておきます。この法案が重油の最終使用者であるところの方々の自重を要求して、重油の使用量を規制をして、そして石炭合理化の法案と相並んでエネルギー資源の総合的な調整をはからうということにあるわけでありまう。従つて第二條な

り第三條、第四條、こういうところに規制があるわけだ。従つてこれを逆にとれば、第二條、第三條、第四條で重油を使う設備というものが規制をせられるわけだから重油の必要な量というものは自動的にきまつてくるわけだ。従つて業者というものがほんとうに国策に殉じて協力をするという意思であれば、第六條の規定は必要はないと思ひます。ところが、ただいまの重油の需要の旺盛なところから見ますと、二條、三條、四條の規定というものが果して誠実に守り得るかどうかというところには私は問題があると思ひます。これは今までいろいろな、重油に限つたこととやありません、そのほかの産業界の動向を見ても、なかなかそう都合よくいくものではないと思ひます。たとえば最近問題になつておる綿業の操短の問題にしても、なかなか通産省が行政指導をして考へておるような工合には行つていません。その他、砂糖の問題にしてもいろいろあるで

うしますと、衆議院の修正は一応修正として、この法律案の期待しておるところの目的を達成する場合には、万やむを得ない場合には第六條起案当時の考へにのつて行政を行うこともまたあり得る、こういうお話だと考へますので、その点は了解をいたしました、しかし衆議院の修正案の精神というものは、今の通産省の考へとは大分開いたところ違ふようです。

もう一ぺん重ねて伺つておきます。この法案が重油の最終使用者であるところの方々の自重を要求して、重油の使用量を規制をして、そして石炭合理化の法案と相並んでエネルギー資源の総合的な調整をはからうということにあるわけでありまう。従つて第二條な

の使用者の声、第六條は業者の声であります。あるいは生産業者なり、輸入業者なり、販売業者なり、そういう人の声であります。そういう声を私はここに一ぱい持つておきます。なぜこの人たちが反對するかという真意を考えると、いろいろなケースが私は想像されると思ひます。一つは何かという、需要供給の原則から言つて、供給の方が需要よりも不足してくるわけだ。そういう状態になつてくるときに、当然価格の値上りというものが起きてくる。これは否定することはできないと思ひます。そういうときに、生産業者なり、輸入業者なり、あるいは販売業者は、不当な利潤を獲得するやうなことがあつては大へなことであるから、従つて指示価格というものを設定するということは当然必要になつてくる。これはなぜ業者が反對せられるか。反對せられるという意味を逆に悪く解釈すれば、その間隙を縫つてはるもうけをしやうという精神があるのじやないかと曲解されてもやむを得ない幾多の事例があるわけだ。そういうことになぜ衆議院の皆さん方が賛成をせられたか、そういうことが私も理解がつかないことが一つ。それからもう一つは、出荷だとか販売価格の指示というものが、罰則を伴つていない単なる指示であるとしても、指示に従わない業者に対して、政府が石油外貨の割当権というものを行使して割当を制限する、こういうようなことがあつた場合には、業者としては非常に手痛い。従つてそういう行政措置が行われないうちに第六條をふんわりと使う、こういう意味の反對陳情なんです。その陳情をなぜ衆議院の皆さん方

の使用者の声、第六條は業者の声であります。あるいは生産業者なり、輸入業者なり、販売業者なり、そういう人の声であります。そういう声を私はここに一ぱい持つておきます。なぜこの人たちが反對するかという真意を考えると、いろいろなケースが私は想像されると思ひます。一つは何かという、需要供給の原則から言つて、供給の方が需要よりも不足してくるわけだ。そういう状態になつてくるときに、当然価格の値上りというものが起きてくる。これは否定することはできないと思ひます。そういうときに、生産業者なり、輸入業者なり、あるいは販売業者は、不当な利潤を獲得するやうなことがあつては大へなことであるから、従つて指示価格というものを設定するということは当然必要になつてくる。これはなぜ業者が反對せられるか。反對せられるという意味を逆に悪く解釈すれば、その間隙を縫つてはるもうけをしやうという精神があるのじやないかと曲解されてもやむを得ない幾多の事例があるわけだ。そういうことになぜ衆議院の皆さん方が賛成をせられたか、そういうことが私も理解がつかないことが一つ。それからもう一つは、出荷だとか販売価格の指示というものが、罰則を伴つていない単なる指示であるとしても、指示に従わない業者に対して、政府が石油外貨の割当権というものを行使して割当を制限する、こういうようなことがあつた場合には、業者としては非常に手痛い。従つてそういう行政措置が行われないうちに第六條をふんわりと使う、こういう意味の反對陳情なんです。その陳情をなぜ衆議院の皆さん方

の使用者の声、第六條は業者の声であります。あるいは生産業者なり、輸入業者なり、販売業者なり、そういう人の声であります。そういう声を私はここに一ぱい持つておきます。なぜこの人たちが反對するかという真意を考えると、いろいろなケースが私は想像されると思ひます。一つは何かという、需要供給の原則から言つて、供給の方が需要よりも不足してくるわけだ。そういう状態になつてくるときに、当然価格の値上りというものが起きてくる。これは否定することはできないと思ひます。そういうときに、生産業者なり、輸入業者なり、あるいは販売業者は、不当な利潤を獲得するやうなことがあつては大へなことであるから、従つて指示価格というものを設定するということは当然必要になつてくる。これはなぜ業者が反對せられるか。反對せられるという意味を逆に悪く解釈すれば、その間隙を縫つてはるもうけをしやうという精神があるのじやないかと曲解されてもやむを得ない幾多の事例があるわけだ。そういうことになぜ衆議院の皆さん方が賛成をせられたか、そういうことが私も理解がつかないことが一つ。それからもう一つは、出荷だとか販売価格の指示というものが、罰則を伴つていない単なる指示であるとしても、指示に従わない業者に対して、政府が石油外貨の割当権というものを行使して割当を制限する、こういうようなことがあつた場合には、業者としては非常に手痛い。従つてそういう行政措置が行われないうちに第六條をふんわりと使う、こういう意味の反對陳情なんです。その陳情をなぜ衆議院の皆さん方

の使用者の声、第六條は業者の声であります。あるいは生産業者なり、輸入業者なり、販売業者なり、そういう人の声であります。そういう声を私はここに一ぱい持つておきます。なぜこの人たちが反對するかという真意を考えると、いろいろなケースが私は想像されると思ひます。一つは何かという、需要供給の原則から言つて、供給の方が需要よりも不足してくるわけだ。そういう状態になつてくるときに、当然価格の値上りというものが起きてくる。これは否定することはできないと思ひます。そういうときに、生産業者なり、輸入業者なり、あるいは販売業者は、不当な利潤を獲得するやうなことがあつては大へなことであるから、従つて指示価格というものを設定するということは当然必要になつてくる。これはなぜ業者が反對せられるか。反對せられるという意味を逆に悪く解釈すれば、その間隙を縫つてはるもうけをしやうという精神があるのじやないかと曲解されてもやむを得ない幾多の事例があるわけだ。そういうことになぜ衆議院の皆さん方が賛成をせられたか、そういうことが私も理解がつかないことが一つ。それからもう一つは、出荷だとか販売価格の指示というものが、罰則を伴つていない単なる指示であるとしても、指示に従わない業者に対して、政府が石油外貨の割当権というものを行使して割当を制限する、こういうようなことがあつた場合には、業者としては非常に手痛い。従つてそういう行政措置が行われないうちに第六條をふんわりと使う、こういう意味の反對陳情なんです。その陳情をなぜ衆議院の皆さん方

は取り上げられなかったか。総合エネルギー対策として、ぜひともこれをやらなければならぬ。日本の石炭企業を安定線に乗せて、そうして輸入エネルギーと国産エネルギーとを完全に調整して、産業振興に役立てようという精神のもとにこの法案ができて、合理化の法案と不離一体の形ができておるとすると、今あなたが言われておるようなそういう法律解釈でなくて、もっと率直な気持ちで第六条というものについて原案の精神そのまま率直に受け取って協力せらるべきだ。それができないということは、現にここに持つておられますが、生産業者なり、輸入業者なり、販売業者の、ある意味においては政府の政策に協力いたしかねる考え方について、衆議院の修正案に同調せられた諸君というものは協力しておられる、こういう工合に考えざるを得ないような気持ちになるのです。この点について明白に一つお話しを願いたい。

○衆議院議員(内田常雄君) お答えをいたします。衆議院に所属する議員といたしまして、虚心に栗山君の御質疑を聞いておりますと、いかにもわれわれの修正が、衆議院の院議をもつて修正したものが、石油の生産業者、販売業者、輸入業者等のほらもうけを助けるために修正をしたようなお話でありまして、はなはだ侮辱的なお言葉のようにも聞えますが、私は本日は説明者の立場に立つておりますので、議論は避けて御説明申し上げます。大体この法律の六条は、輸入価格の指示あるいは出荷の指示ということがございます。なほは重油の輸入が、為替の事情、今日は為替の事情はあまり考慮する必要はないようでありますけれども、しか

し総合エネルギー対策の見地から、これをだんだん抑制する必要がある場合に、重油の需要が旺盛であるならば、いかに価格の引き上げが起るから、何らかの政府で手を打たなければならぬ、またそれが適当でありましよう。しかし同じような問題が栗山君御承知の砂糖の輸入の問題、あるいはまた現に衆議院商工委員会慎重に審議いたしておられますところの台湾からのバナナ、パイナップルの輸入問題にもあるものであります。現に並行審議をしております石炭価格についても政府が指示するという規定はないのであります。標準炭価という幅のあるものを作る。しかもその標準炭価というものは、どこかの一炭鉱の標準炭価をとつてみて、一つだけ作つて、それを非常に幅の広い判断の資料にするというような行き方で、直接政府が炭価を指定するということの方とはとつておられない。また砂糖につきましても同じであります。これは砂糖の安定炭価というものを作らうにわれわれは承わつておる。砂糖の輸入価格あるいは国内販売価格について政府が指示するということになつておらない。またバナナ、パイナップルについてもさうなわけで、いかに不急不要品であれ、国民に買われておるもので、それについても価格の指示というものは行わないで、もしここに輸入利益が多くある場合には、それを入札の形によつて政府に納めさせるといふ構想になつておるのであります。今の政府の考え方、われわれの考え方、私は政府党ではありまじけれども、考え方からい

入の不足のために価格が騰貴するおそれのある物資についても、これは一々政府の強権をもつて価格を指定するとか、あるいは需給調整をしようという考え方を何が故に重油だけにするか。何も今の重油でやるなら、重油に限らず、砂糖につきましてもやるべきである。バナナ、パイナップル、石炭についてもやるべきだ。その他、探せば重要な物資はあるはずでございます。従つて、ここに申し上げたいことは、昨年あたりまで国際的不足物資の需給の調整に関する法律というものは、さへありましたが、これも昨年は廃止してきておるのであります。その際、私も考えを同じくする者といつてしまつては、これは重油であれ何であれ、ここで価格統制を作つて、もし価格を指定いたしまして、それで価格の上つた場合には、それこそ競争直後の価格差益に関する規定までも置かなければならない。政府は指定価格を定める場合にはキロリットル一円とし、次にはこれを一万三千円にしたならば、石油を保有する者に同じ政府が指定しながら三千円の価格差益として吸い上げなければならぬことになりまして、非常にここに大きな政府の政策の転向をしなければならぬことになつておるわけでありまして、そこで栗山君のお話は私はよくわかりますけれども、おっしゃる通りに重油といふものは外貨の割当によつて握られておるものであり、また重油の販売につきましても、御承知のように販売業者の中小企業等協同組合というものがあつた。この協同組合で、販売価格の協定なり、あるいは出荷数量協定なり、いろいろできますものですから、これによりま

して政府があつてやることによつて私は十分目的は達し得られる。もし政府が政策を転向して、重油なりその他の重要物資につきまして、価格統制あるいは物資の需給の調整をおやりになるならば、重要物資の需給調整法というやうなものを堂々とお出し願いたい。あるいはまた価格統制法といふものをもう一ぺん復活して論ずべきである。それを重油ボーラーの設置の制限等のこの法律のところにござつて入れてきて……それでたびたび申し上げますように、石橋通産大臣や川上局長のようなりつばな方が運営せられるならば、これは間違いない、われわれ常識ある者の考え方で行われるのであります。これがこの法律を動かすものは内閣であり、また一官僚であり、とんでもないことを招来するといふことを、私も、まじめに心配をいたしました。そして、どうして原案の六条をかような規定に修正をいたしましたのであります。多少の言い過ぎがございましたらおわび申し上げますけれども、私の修正の立場を率直に申し上げておるのであります。決して、決して販売業者、輸入業者から陳情を受け、それにのつとつてほろいもうけを助けるというやうな考えは毛頭ありません。

○栗山良夫君 私は衆議院の院議で決定されたことについて、とかくを言つて衆議院の決定に言いがかりをつけ、衆議院を侮辱しようという考えは全然ありません。ただ問題は、経済現象として結果がさうなりますよといふことを私は言つておる。(衆議院議員内田常雄君「その点についても御説明申し上げました」と述べ)それをあな

たお認めになりませんか。結果的にはさうなるということを、私が言つた通りに。それからもう一つは、私は、今あなたが言われた通りに、砂糖も石炭も少くとも外貨で占めておる以上は、これはある意味においては統制経済です。外貨を通じての。そういうものは強力に私は統制経済方式をとるべきだと考へておる。社会党の議員として考へておる。しかし今民主党なりあるいは自由党の政策からいって、そういうことは、にわかに行えないでしよう。この点も私は覚員として他党のこともよくわかりますから、そういう無理は言わない。言わないが、なぜ重油に對してだけこれを行わなければならぬかといふことは、あなたも経済に詳しい者として御理解願ふと思うが、国際石油カルテルの影響によつて、よほど強い行政指導力を持たなければ、いかんともなし得ない状態にあるといふことをお気づきになりませんか。この間、石油資源開発株式会社法を審議するときも、この委員会が一番問題になつたのはそこです。アメリカの油田のパイプが日本国の石油なり重油の小売店のパイプへ基本的につながつておる。イランの石油パイプが日本の末端の石油タンクまでつながつておる。これは日本

の経済力をもつてしてはいかんともし得ない状態です。私は、日本の独立は、この石油のパイプを経済的にも切る状態にならなければ、日本の真の独立はないとすら考へておる。そういう状態にあるから、従つて少くとも重油に関する限り、そういう強力なる外国の力によつて、日本の国内の重油の需給調整というのはうまくいかな

たお認めになりませんか。結果的にはさうなるということを、私が言つた通りに。それからもう一つは、私は、今あなたが言われた通りに、砂糖も石炭も少くとも外貨で占めておる以上は、これはある意味においては統制経済です。外貨を通じての。そういうものは強力に私は統制経済方式をとるべきだと考へておる。社会党の議員として考へておる。しかし今民主党なりあるいは自由党の政策からいって、そういうことは、にわかに行えないでしよう。この点も私は覚員として他党のこともよくわかりますから、そういう無理は言わない。言わないが、なぜ重油に對してだけこれを行わなければならぬかといふことは、あなたも経済に詳しい者として御理解願ふと思うが、国際石油カルテルの影響によつて、よほど強い行政指導力を持たなければ、いかんともなし得ない状態にあるといふことをお気づきになりませんか。この間、石油資源開発株式会社法を審議するときも、この委員会が一番問題になつたのはそこです。アメリカの油田のパイプが日本国の石油なり重油の小売店のパイプへ基本的につながつておる。イランの石油パイプが日本の末端の石油タンクまでつながつておる。これは日本

の経済力をもつてしてはいかんともし得ない状態です。私は、日本の独立は、この石油のパイプを経済的にも切る状態にならなければ、日本の真の独立はないとすら考へておる。そういう状態にあるから、従つて少くとも重油に関する限り、そういう強力なる外国の力によつて、日本の国内の重油の需給調整というのはうまくいかな

い。これはね返って日本の石油工業というものが不安に陥るということならば、これは涙を流すのも、自由党、民主党の方々は、第六條の、この政府原案の精神にのっとって、そうしてエネルギー政策というものについて協力せられるくらいの態度があつてほしいと私は思う。

○衆議院議員(内田常雄君) 私はこう考えます。石油、原油というものは、石炭なり電気なりと並んで非常に重要なエネルギー資源である。従つて、重油というものが大部分外国からくるがゆえに、あなたのおっしゃるやうに、パイプが外国につながつてゐるがゆえに、重油は重要であるけれども、これは切ることには、私は賛成できないのであつて、もしその間に輸入利益等が生ずる場合におきましては、これは先般一部の施設が行われつつありますやうに、原油なりあるいは重油の輸入関税でありますとか、あるいは輸入関税の復活でございますとか、あるいは新設でありますとか、あるいは消費税の問題、消費税の新設でありますとか、あるいはまたこの砂糖なり、バナナ等について行われますやうに、政府に対する輸入特別利益を納付するやうな方法でやつていけばいいのであつて、これが外国につながるがゆえに重油切のべしという意見には私は賛成できない。

○栗山良夫君 賛成できる、できないの問題じゃなくて、物事の筋道を立ててゐるのですよ。そこで、あなたは、生産業者や輸入業者あるいは販売業者の請託を受けて、彼らが利潤をあげるということについて何も衆議院は協力する考でこれをやつたことではない

とおっしゃいました。私はそうだと思ひますよ。思ひますが、結果において一つ間違えはそういうことになる、必ずなる、なるからこそ砂糖でもそういう現象になつて、今国会においても問題になつてゐる。砂糖は石油ほど国際カルテルの力は強くないと私は見ておりますが、それでもそういうことになつてゐる。わずか百万トンの需要に対して九十五万トン、五万トンの需給バランスの調節をするに不足額があるがゆえにこういう現象が起きてゐるわけですから。従つて今二条から三条、四

条、この項目を使つて、そうして重油の使用の規制を行う。しかも重油業者という者は、日本へほとんど重油を入れて売りたい。こういう気持がある。そのときに、もし一つ運用を間違ふならば必ずそういうことが起きてくる。そこで私も非常に心配をしてゐる。そういう経済現象、自然的な経済現象というものを、あなたは賛成する。賛成しない、それは勝手だけれども、それでなくて、もっと率直にこういうことをお考えにならないかということをお願いしてゐるのです。

○衆議院議員(内田常雄君) 私はきつて、あなたが一つの立場から自分の考へ方、思想を押しつけやうとなさつて、あなたは私とは立場が違うから、私は私であつて御納得できるように申し上げてゐる。従つて、あなたが言つてゐる点、わかる点もあるけれども、それが外国につながるがゆえにというやうな御議論で展開されましても、私には納得できないので、重油を全部封鎖するという議論になつてしまふのです、あなたの議論からいけば、ま

たあなたが極端な表現をなされたけれども、今までの法律がなくて、ここまでできてゐる……(栗山良夫君「極端じやありませんよ、君の方がよほど極端だ」と述べ) 極端な表現をしてゐるじやないか。(「極端とは何だ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し) ○委員長(吉野信次君) ちょっとお静かに願ひます。お静かに。速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉野信次君) 速記をつけ

て。 ○栗山良夫君 私もある程度これは考へて、筋道を立てて説明してゐるので、僕は決して思ひつきで質問してゐるのではない。石油開発公社法のと

きから僕は……と一貫して総合エネルギー対策というものを、私は二十二年に参議院議員になつてから、終始一貫して私がやつてゐる一つの政治生命をかけておる仕事なんです。私は非常に熱心になつてゐるんだ。君はどれだけ熱心かどうかは知らないけれども、僕は熱心になつてゐるんだ。その中で先ほどの重油というものと石油というものと、パイプがつながつてゐるからこうだということをお話の中へ入れて質問したときに、あなたはそれを認めてゐるじやないですか。認めておいて先ほどの答弁は何だ。国際カルテルというやうな筋道を……と私が質問するこ

の言葉が不用意でありましたために……

○栗山良夫君 速記録を見て下さい、速記を。あなたの言葉は支離滅裂だ。 ○小松正雄君 これは、はなはだ私がこういうことを申し上げることは、同僚諸君に対して僭越かと思ひますが、時間も相当過ぎて来ましたし、どうせ、あしたもやらなくちゃならんと思ひますので、各位にお諮りを願つて、本日はこの程度で散会をいたして

もらふやうに動議を提出いたします。 ○白川一雄君 会期ももう時間で数え

るくらいしかないのであります。しかし十分審議をするためにその時間でもできるだけ有効に使わなければいかんと思ひます。もしこれで散会するのでしたら、引き続いて理事会を開いていただいて、明日すぐ審議に入れるやうに委員長の方ではからいをお願いしたいと思ひます。

○河野謙三君 私はこの今の小松さんの動議には賛成いたしますが、ちよつとせつかつ通産大臣御出席ですから、この問題と離れて、私から考へて非常に緊急だと思ひますことを、しかも重大だと思ひますことを一言お尋ねして御答弁をいただきたいと思ひますが、これは時間にすれば私がお尋ねすることとは一分半、おそらくそれに対して御答弁も三十秒もあればいいと思ひます。それだけ一つお認め願ひたいと思ひます。よろしゅうございませうか。

○委員長(吉野信次君) 河野君。 ○河野謙三君 通産大臣に一つお尋ねしたいのですがね。きょう私が聞くとこによりますと、われわれ委員会の関係の、特殊物資、それから農林関係

の砂糖ですか、この法案が継続審議になるやに聞いておりますが、継続審議になるという前提で私はお尋ねするのですが、そうなつた場合に、次の臨時国会でおそらくこの議案も再び審議になると思ひますが、その間の、特殊物資、今の場合、バナナ、砂糖、これらの関係業者の超過利潤というものは、これは放任しておくのですか。その間においては政府はどういう措置をおとりになるのですか。

○国務大臣(石橋湛山君) 今のお尋ねの両案が継続審議になるということとは、まだきまつておりません。私はさうにまだ報告を受けておりませんから。しかし万が一そういうことがありましたら非常に困る。これはもう實際処置に非常な困難をすれば、実はあなたと同じやうにそういううきも聞かないじやありませんから、腹の中では内前後処置について苦心をしてゐるわけですから。

○河野謙三君 そうしますと、政府においては、もし継続審議になつた場合に、次の通常国会でこの案が否決可決か決定するまでの間において、これは今その間の対策は持ち合せが今のところない、こういうふうな了承をしていいんですか。

○国務大臣(石橋湛山君) いろいろ考へておりますが、まだ結論に達しておりません。 ○河野謙三君 そうすると、会期は明日一日と私承知しておりますが、そうしますと、明日この委員会が閉会になるまでには、その間の処置について何かお答えいただけますか。

○国務大臣(石橋湛山君) どういう結論が出来ますか、それまでにはとにかく

結論が出るにしろ出ないにしろお答えいたします。

○河野謙三君 私はこの際なぜそういうことをお尋ねするかというと、この法案がとにかく衆議院にしろ参議院にしろ継続審議になることによって、政府がその間の措置について具体的御説明がないと、われわれの立場においては、われわれが継続審議に持ち込んだことによって、関係の砂糖会社やバナナ業者に不当な利益を与えたという、結果的にはそうなる。そういう非難を受けることはわれわれ困りますから、この間のことをはっきりと政府から、明日まででけっこうですから、時間一ぱいでけっこうですから、一つ適当に御相談の上、御答弁願いたいと思います。

○小松正雄君 関連して。それは河野委員のおっしゃることもそうだと思いますが、この責任は少くともいつも衆議院にある、こういうふうに転嫁しておくことの方がやはり明確じゃないかと思ひます。

○委員長(吉野信次君) それでは、ただいま小松委員からのお話、動議というやかましいものでもないでしょうけれども、そういうお話があつて、白川委員からのお話もありますので、委員長といたしましても、何せ言うまでもなく会期はあすに迫つておるんですから、ちよつとそう申しては何ですけれども、あと味の悪い、何かきまりがつかないままで、このままやつてもちよつと困ると思ひますので、せひ一つ白川委員がおっしゃつたように、あとこれからどういふふうな審議するかということを理事の方にお残りを願つて、お打ち合せをしたいと思います。

そういう含みをもちまして本日はこれにて……。

○古池信三君 大体今の委員長のお話、私、賛成なんです、いよいよあす一日しか会期がございませんから、今までの例によりますと十時から開会といつても実際の議事に入るのは十時半あるいはそれ過ぎになることが多いのです。ですから、そういう点を念頭に置いて、明日は少し繰り上げて、九時半くらいから開会することをお願いしたいと思ひます。

○委員長(吉野信次君) 速記を止めて。

【速記中止】

○委員長(吉野信次君) 速記を始め

て。本日はこれにて散会いたします。

午後七時三十一分散会